
鹿角市景観計画

令和3年6月

鹿 角 市

目次

第1章	はじめに	1
1-1	景観計画とは	1
1-2	鹿角市景観計画策定の背景と目的	3
1-3	鹿角市景観計画の位置づけ	4
1-4	上位関連計画等の整理	5
第2章	鹿角市の景観特性	8
2-1	本市の概況	8
2-2	本市の景観特性	10
第3章	市民意向の把握	21
3-1	調査概要	21
3-2	調査結果の概要	22
第4章	景観形成上の課題	24
第5章	景観計画の区域	28
5-1	景観計画の対象範囲	28
5-2	景観計画区域の区分	28
第6章	目指すべき将来の景観像と景観形成方針	32
6-1	目指すべき将来の景観像	32
6-2	将来の景観像の実現に向けた基本方針	32
6-3	良好な景観の形成に関する方針	33
第7章	景観形成の取り組み	37
7-1	景観形成のための行為の制限	37
7-2	景観重要建造物の指定の方針	46
7-3	景観重要樹木の指定の方針	47
7-4	その他景観形成に係る取り組み	48
第8章	景観形成推進方策	49
8-1	計画実現に向けた役割	49
8-2	良好な景観形成の推進に向けて	50
資料編		52
資料1	景観計画策定の経緯	52
資料2	アンケート調査結果概要	53
資料3	鹿角市景観計画策定市民懇談会 委員名簿	59
資料4	鹿角市景観計画策定検討委員会 委員名簿	59

第1章 はじめに

1-1 景観計画とは

(1) 景観とは

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、伝統や文化、人々の暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。

本市の十和田八幡平国立公園をはじめとする豊かな自然景観、大湯環状列石や史跡尾去沢鉱山などの歴史的景観、花輪商店街や毛馬内こもせ通りなど街なかの景観は、市民の日常生活の背景となっており、生活から切り離すことのできない貴重な財産です。

また、地域を訪れる人々にとっては、景観はその地域のイメージや印象を形成する上で、大変重要な要素となるものです。



大湯環状列石、農地と街なみ、青垣の山々

(2) 景観計画とは

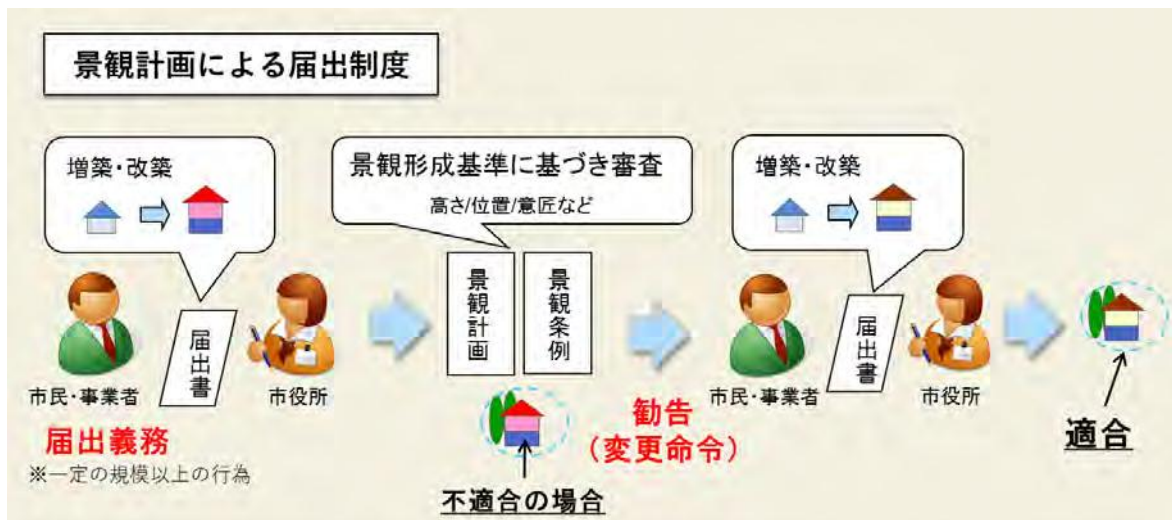
景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体となった市町村が、総合計画や都市計画マスタープラン等の内容と整合を取り、地域住民との「共動」により良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かした景観づくりを具体的に実現していくための計画です。

良好な景観の保全・形成を図るために、対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定めるものです。

[景観計画で定める内容]

必須事項	○ 景観計画の区域＜景観法第8条第2項第1号＞ ○ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項＜景観法第8条第2項第2号＞ ○ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針＜景観法第8条第2項第3号＞
選択事項	＜景観法第8条第2項第4号＞ ○ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ○ 景観重要公共施設の整備に関する事項 ○ 景観重要公共施設に関する占用等の基準 ○ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ○ 自然公園法の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
定めるよう努めるもの	＜景観法第8条第3項＞ ○ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為について、届出義務を課することができるようになるほか、景観形成の基準を守らない建築物等には勧告し、変更その他必要な措置を命じることができるようになります。



1-2 鹿角市景観計画策定の背景と目的

○景観法の制定

高度経済成長以降、量的拡充、利便性などが優先されたことを背景に、建築物等の景観に対する配慮は遅れていました。近年、景観の価値と重要性が見直され、景観への関心が次第に高まってきたことから、一部の地方自治体では地域住民の要望に応え、自主的な景観条例を制定するなど、整備・保全の取組が次第に行われてきました。

国では、法的根拠のない地方公共団体による自主的な景観への取り組みへの限界等を背景に、良好な景観の保全と形成を促進するための法整備の機運が高まり、平成 16 年 6 月に「景観法」を制定、平成 17 年 6 月に施行しました。

○秋田県・鹿角市の取組

秋田県においては、「豊かな自然を大切にし、掛け替えのない財産として後世に引き継いでいくこと」を目的に、平成 5 年に「秋田県の景観を守る条例」が制定され、鉄道や国道、県道沿いなど県域の一部について景観保全が図られてきました。

本市では、花輪商店街や花輪高井田地区において地区の特性にふさわしい市街地整備を進めるため、都市計画法に基づく地区計画を策定し、建築行為などの規制・誘導を進めてきました。

○良好な景観形成による観光振興や地域活性化の動き

また、国が平成 28 年 3 月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、景観の優れた観光資産の保全と活用による観光地の魅力向上のための施策のひとつとして、令和 2 年を目処に、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で、景観計画を策定するなどの取り組み目標を掲げられています。

近年、観光需要は、地域文化そのものの姿を求める傾向が強くなっており、適切で良好な景観形成は観光振興に好影響を及ぼすとともに、住民の生活環境や愛着心の向上に寄与し、ひいては地域の活性化に結びつくものと考えられます。

○世界文化遺産登録に向けた取組と市の上位計画における方向性

このような中、ユネスコの無形文化遺産に加え、世界文化遺産の登録を目指す特別史跡などを有することを背景として、令和 3 年 4 月からスタートする第 7 次鹿角市総合計画基本構想では、経営戦略のひとつとして「『世界遺産のまち』をつくる」を掲げ、歴史や伝統・文化を通じて地域への誇りを高めるとともに、「世界遺産のまち」として世界に認められる地域の実現に取り組むこととしています。

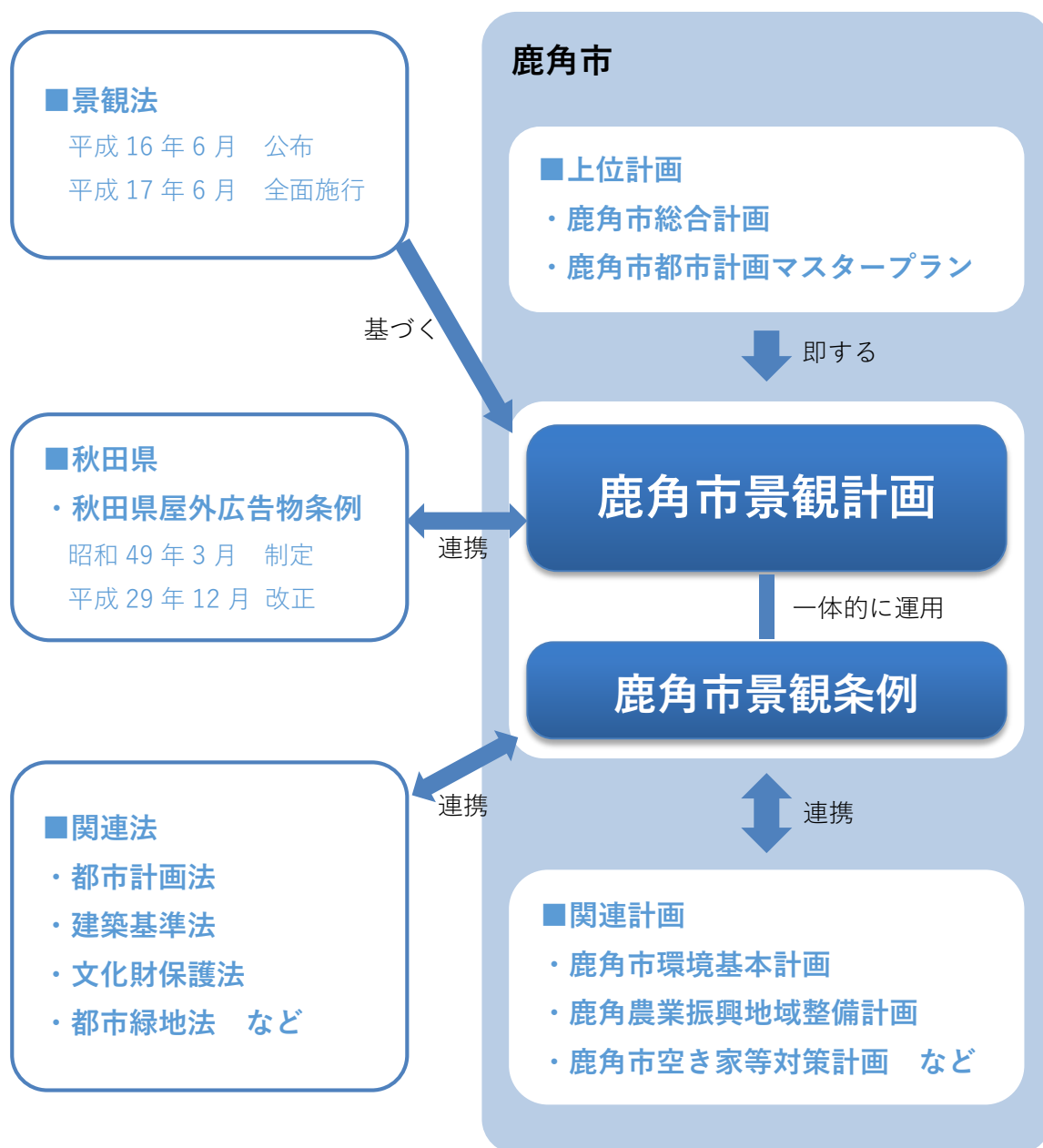
そして、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産の登録を目指している特別史跡大湯環状列石においては、縄文の文化が感じられる遺跡周辺の景観を将来にわたって保全していく仕組みが求められており、鹿角市都市計画マスタープラン（改定版）では、「良好な景観や地区の文化の継承」をまちづくりの方針のひとつとし、適切な景観計画を策定することで、大湯環状列石周辺の景観保全・形成や故郷の風景の維持などの取組みを強固なものにしていくこととしております。

こうしたことから、本市の景観を貴重な資源と位置づけ、市民、事業者、行政が共に守り、育て、地域の活性化に生かしていくための基本的な方向性を明らかにするものとして、「鹿角市景観計画」を策定しました。

1-3 鹿角市景観計画の位置づけ

「鹿角市景観計画」は、「景観法」及び「景観法運用指針」等に基づき、「鹿角市総合計画」を最上位計画として、他の市関連計画及び秋田県屋外広告物条例などの関連法令等と整合・連携を図ります。

また、本計画を運用するにあたり、本計画で定めた内容等について、「鹿角市景観条例」を制定し、実効性を確保します。



1-4 上位関連計画等の整理

(1) 第7次鹿角市総合計画 基本構想（令和2年12月策定）

● 計画の役割

第7次鹿角市総合計画は、長期的展望にたった総合的で計画的な都市経営を推進するための方針として、分野ごとの個別計画の上位に位置する、市の最上位計画です。

● 将来都市像・基本姿勢

「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を将来都市像に掲げ、この実現に向けた基本姿勢として「『守り』と『攻め』の両輪で暮らしの幸福度を高めるまちづくり」「『共動』によるまちづくり」「次代につなぐまちづくり」を位置づけています。

● 景観に関連する主な方針等

将来都市像の設定において、「大自然に抱かれた四季折々の本市の姿は、特有のものであり、また、心が癒やされるゆとりのある生活空間や暮らしのひとときにはかけがえがなく、これを受け継いでいくことは、新しい時代を生きるわたしたちにとっても、不変の願いです。」とし、基本戦略「快適で安らぎのある暮らしを守る」では「里山の魅力を構成している山・川の自然環境の保全を図り、市民が快適に過ごせるまちを形成」するとともに、経営戦略「『世界遺産のまち』をつくる」では「地域の伝統文化や伝統芸能の保存継承や、歴史資料等の適切かつ効率的な保存・管理を行う」と記載しています。

(2) 鹿角市都市計画マスタープラン 改定版（令和2年3月策定）

● 計画の役割

都市計画マスタープランでは概ね20年後のライフスタイルの変化や社会・経済の進展に対応した都市の基本理念を描き、実現するための都市計画の基本的な方針を定めています。

● 基本理念・基本目標

都市形成においては「『ハード整備』から『持続可能な仕組みづくり』への転換」を基本理念とし、時代の潮流やまちづくりの課題などへの対応を目指して、3つの基本目標「コストを意識した賢いまちづくり」、「安全・安心な優しいまちづくり」、「自然や歴史・文化が織りなす美しいまちづくり」を設定しています。

● 景観に関連する主な方針等

まちづくりの方向性のひとつとして「美しく個性ある景観づくり」が掲げられ、「自然景観や田園風景、歴史ある街並みなどを景観資源として保存活用します。」と記載されています。

また、土地利用の方針として、景勝地区において「（前略）周辺の緑地や歴史文化の環境を保護するとともに、周辺の土地利用については、景観を阻害しないよう適切に誘導し、魅力あふれる緑づくり・景観形成を推進します」と記載しています。

さらに、都市環境形成の方針として、「景観形成を総合的・計画的に進めるための計画や、具体的に建築物等の形態や色彩などの基準を定めることにより、景観形成の仕組みづくりに取り組みます」と記載しています。

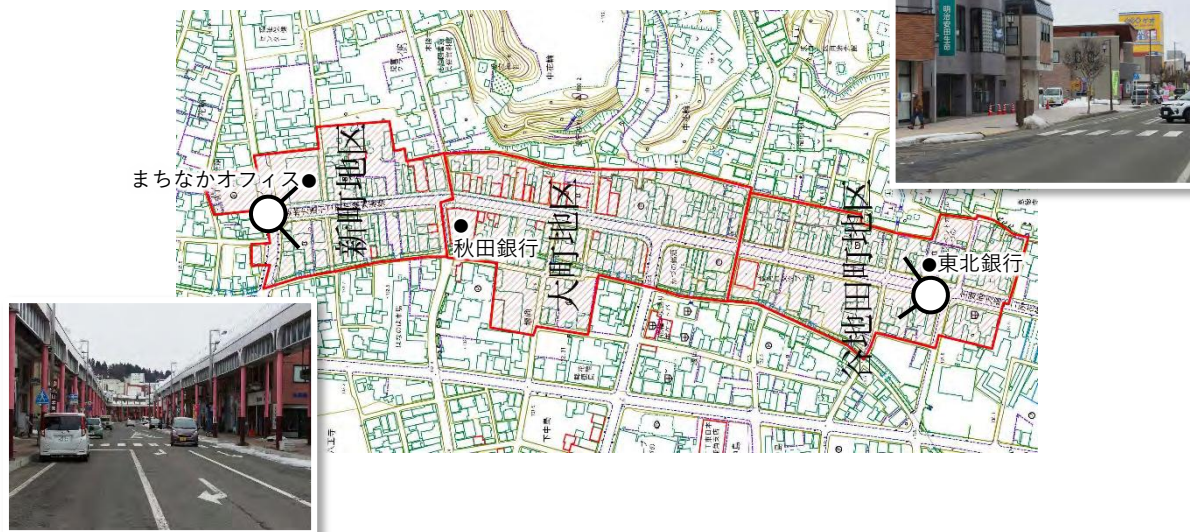
(3) 地区計画制度（都市計画法）（平成 11 年決定）

● 計画の役割

地区計画は、住民の生活に身近な空間を対象とした地区レベルでの道路、公園などの地域施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性を生かしたまちづくりを進めていくための計画です。

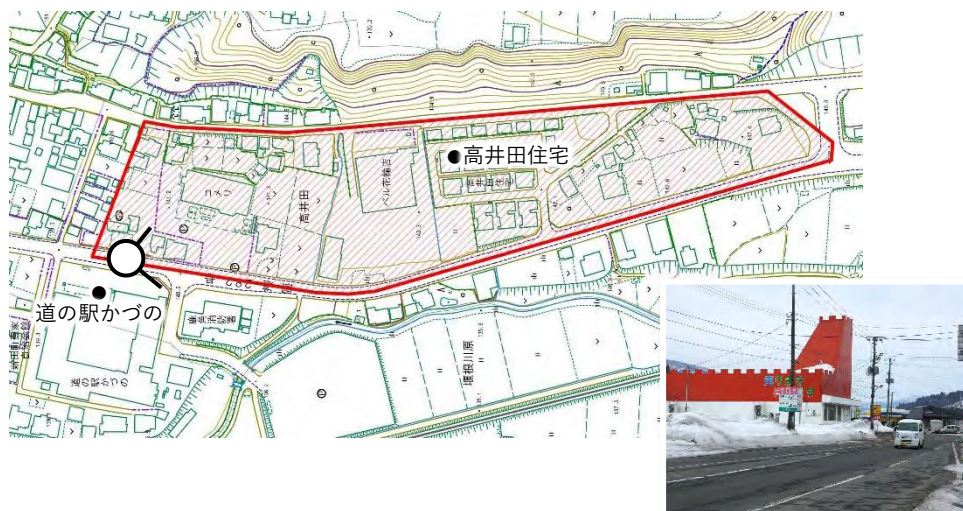
● 花輪地区

本地区区内においては、中心商業地として適正かつ合理的な土地利用を進め、それぞれの商店街の個性の創出を図り、各地区において良好な景観及び快適商業環境形成のための規制、誘導を行うため、「建築物の用途の制限」「建築物の壁面の位置の制限」「建築物の形態又は意匠の制限」が設定されています。



● 花輪高井田地区

本地区区内においては、生活利便施設と融合した適正かつ合理的な土地利用を進め、利便性の高い緑豊かで良好な住環境の形成を図るため、「建築物の用途の制限」「建築物の形態又は意匠の制限」「かき又はさくの構造の制限」「その他植栽に関する事項」が設定されています。



(4) その他の法規制等の概要

●森林法による規制（鹿角市森林整備計画）

森林は、保安林以外の森林(普通林)であっても水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。

このため、普通林の開発に当たってはこうした森林の持つ機能が損なわれないよう適正に行うための一定のルールが定められており、地域森林計画対象民有林で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

不正な手段で開発を行ったり、違反行為があったりした場合には、森林法に基づき「中止命令」や「復旧命令」の監督処分を受け、また、処分に従わない場合は罰則が適用されます。

●農地法及び農業振興地域の整備に関する法律による規制（鹿角農業振興地域整備計画）

農地法において、農用地区域内では農地転用は原則許可しないこととされています。また、農業振興地域の整備に関する法律では、農用地区域での開発行為(宅地の造成、建物の設置など)は厳しく制限されており、原則として開発行為を行うことはできません。

なお、農業用の施設や、一時的な利用のためのもの(工事用の仮設道路など)、公益性の高いもの(道路、鉄道、河川、防災、電気、通信、水道など)については、例外的に農用地区域内で実施可能な場合があります。

●自然公園法による規制

自然公園は、優れた自然風景を保護するため、各種の開発行為が規制されています。開発行為を行う場合は、公園計画の保護計画によって定められる地種区分により、自然公園法又は自然公園条例に基づく申請や届出の手続が必要となります。

例えば、国立公園の特別地域において土地の形状変更や住宅の建設などを行う場合は、環境大臣又は地方環境事務所長（一部の都県では知事）の許可が必要です。

●文化財保護法による規制

文化財保護法による規制は、重要文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定による規制、伝統的建造物群保存地区の指定による規制、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定による規制などがあります。

重要文化財・史跡・名勝・天然記念物指定地での現状を変更しようとする行為については、事前に国あるいは地方公共団体の担当部局に許可を受けなければなりません。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を、新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行い、試掘・発掘調査等を行う必要があります。

●「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた対策の内容

大湯環状列石（国指定特別史跡）は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡のひとつであることから、包括的保存管理計画等により、資産の価値を守る仕組みが作られています。

縄文遺跡群世界遺産登録推進会議では、緩衝地帯（バッファゾーン）※の保全のために構成資産が所在する各市町において景観計画を策定することとし、特に緩衝地帯については「景観重点区域」として重点的かつ積極的に景観形成を図ることとしています。

現在、史跡内は、文化財保護法により適正かつ厳重な保存措置が講じられています。

※緩衝地帯（バッファゾーン）：顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その理解を担保するのに必要な範囲

第2章 鹿角市の景観特性

2-1 本市の概況

(1) 地域の自然条件

本市は、秋田県の北部に位置し、地形は南北に細長く、周囲を奥羽山脈とそれに連なる山々に囲まれ、北から大湯川、南から米代川がほぼ中央部で合流し、両河川沿いに花輪盆地が形成されています。

気候は、山間盆地特有の内陸的気候で、年間平均気温 10℃前後、年間降水量 1,500 mm程度であり、平均積雪は約 60cm 程度で、11 月下旬から 3 月まであります。

(2) 土地利用の状況

平成 29 年時点の市土面積 70,752ha のうち、農用地 (6,310ha : 8.9%)、森林 (57,081ha : 80.7%)、その他原野、水面等を合計した自然的土地利用で 90%以上を占めています。

また、平成 29 年の都市計画区域内の面積は 19,000ha であり、行政区域の 26.9%です。地目別土地利用状況は、山林 (9,851ha : 52.4%)、田 (3,625ha : 19.3%)、畑 (2,081ha : 11.1%) が上位を占めています。田と畑、山林、水面を合計した自然的土地利用面積は、約 88%となっています。なお、都市計画区域のうち、用途地域は 885.2ha (4.7%) が指定されています。平成 29 年時点では住居系用途地域が最も多く、609.2ha (68.8%) となっています。

(3) 史跡・文化財等

本市には、国の特別史跡が 1 件、登録の有形文化財が 4 件、県指定の有形文化財が 5 件、市指定の有形文化財が 56 件、史跡は 3 件、天然記念物は 11 件あります。また、国の重要無形民俗文化財が 3 件（うちユネスコ無形文化遺産が 2 件）、県指定無形文化財が 4 件、市指定文化財が 14 件あります。

また、十和田八幡平国立公園が市の南北に位置しており、自然豊かで魅力的な景観資源ともなっています。

[代表的な自然・歴史・文化資源]

No.	名称	指定等
1	大湯環状列石	国指定特別史跡
2	渡部家住宅主屋・土蔵・門	国登録有形文化財（建造物）
3	旧関善酒店主屋	国登録有形文化財（建造物）
4	花輪祭の屋台行事	国指定重要無形民俗文化財（ユネスコ無形文化遺産）
5	大日堂舞楽	国指定重要無形民俗文化財（ユネスコ無形文化遺産）
6	毛馬内の盆踊	国指定重要無形民俗文化財
7	十和田八幡平国立公園	国立公園

◆ 国指定特別史跡 大湯環状列石の概要 ◆

- 大湯環状列石は、鹿角市十和田大湯字野中堂（のなかどう）字万座（まんざ）に所在する2つの環状列石（野中堂環状列石、万座環状列石）を主体とする縄文時代後期（約4,000年前）の大規模な遺跡で、昭和31年7月19日に国指定特別史跡に指定されました。
- 遺跡は昭和6年に耕地整理の際に発見されました。
- 遺跡の中心として野中堂と万座の2つの環状列石があり、それぞれの環状列石を取り囲むように、掘立柱建物跡、土坑・貯蔵穴、遺物集中域が同心円状に配置されています。
- これらの遺構とともに、日常使用する土器や石器、土偶や土版、鐸形土製品、石棒、石刀等といった土製品や石製品が出土しています。
- 2つの環状列石の各々の中心と日時計状組石は一直線に並び、夏至の日没方向を指していると考えられ、四季を区分する「二至二分」や太陽の運行を意識していたことをうかがい知ることができます。構築場所を選定し、天体（太陽の運行）を意識し、豊かな労働力と精神性によって構築された縄文時代の代表的な環状列石であり、当時の精神文化を知る上で重要なものです。
- 平成10年から環状列石の性格、縄文の原風景を体感できるように環境整備が行われており、平成14年にはガイダンス・体験施設として大湯ストーンサークル館を開館しました。
- 大湯環状列石を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、ユネスコの世界遺産（文化遺産）暫定リストに掲載されており、4道県並びに関係自治体が連携・協力して「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し、取組を進めています。



大湯環状列石俯瞰

2-2 本市の景観特性

(1) 景観構成要素（景観資源）の分類

景観を構成する要素（景観資源）としては、その特性から「自然系」「生活系」「都市系」「歴史・文化系」「眺望系」などに分類することができます。

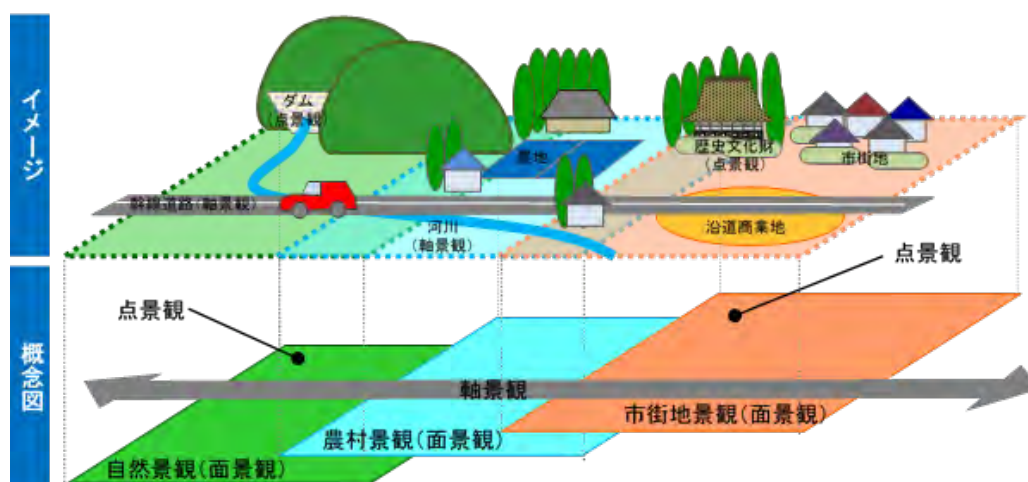
さらに、これらの分類は、森林や農地、市街地などの広がりのある「面的」な要素、川や水路、道路や鉄道などの「線的」な要素、市役所や歴史的な建造物、シンボルツリーなどのシンボリックな建物などの「点的」な要素に分けられます。

また、ハード的な視点のほか、地域で催される祭りやイベントなども時節を彩る景観構成要素となります。

[景観構成要素のイメージ]

分類	面的要素	線的要素	点的要素
自然系	・森林 ・広がりをもつ農地	・河川など	・シンボルツリーなど
生活系	・農地、果樹園 ・農村集落	・用水路など	・寺社 ・日常生活での活動など
都市系	・住宅地 ・商業地 ・工業地	・高速道路 ・幹線道路 ・鉄道 など	・主要な公共施設 ・主要な公園 ・特徴的な大規模施設など
歴史・文化系	・歴史的街並み など	・街道及び街道沿いの歴史的街並み など	・歴史的建造物 ・遺跡、史跡 など
眺望系	・眺望点から望める全景	・幹線道路などから望む沿道景観など	・眺望点（展望台等） ・ランドマーク など
祭事・イベント系	・神社、寺院等の祭礼、祭事等 ・歴史的行事 ・夏祭りや地域のイベント など		

[面・軸・点景観の類型イメージ・概念図]



[本市の景観構成要素の例]

分類	景観構成要素	面的	線的	点的
自然系	・ 十和田八幡平国立公園（深緑、紅葉、樹氷）	○		
	・ 八幡平アスピーテライン（雪の回廊）		○	
	・ 中滝森林セラピーロード（滝めぐり）		○	
	・ 国立公園十和田湖			○
	・ 後生掛自然研究路（泥火山）			○
	・ 黒又山（クロマンタ）			○
	・ 湯瀬溪谷		○	
生活系	・ 果樹園（鹿角りんご、北限の桃）	○		
	・ 水田やそば畑	○		
	・ 花輪大堰		○	
	・ 中滝ふるさと学舎			○
	・ 花輪の朝市			○
	・ 街なかや集落に点在する鳥居、神社仏閣			○
	・ 鹿角総合運動公園・パークゴルフ場	○		○
都市系	・ 花輪商店街のアーケード街		○	
	・ 鹿角花輪駅			○
	・ 文化の杜交流館 コモッセ			○
	・ 鹿角観光ふるさと館（道の駅あんとらあ）			○
	・ 道の駅おおゆ			○
歴史・文化系	・ 大湯環状列石	○		○
	・ 史跡尾去沢鉱山			○
	・ 渡部家住宅			○
	・ 大日霊貴神社（大日堂）			○
	・ 錦木塚			○
	・ 旧関善酒店			○
	・ こもせ通り（毛馬内本町通り）		○	
	・ 歴史民俗資料館（旧鹿角郡公会堂）			○
眺望系	・ 皮投岳山頂	○		○
	・ 五の宮岳山頂	○		○
	・ 花輪スキー場	○		
	・ 水晶山スキー場	○		
祭事・イベント系	・ 花輪ねぶた			○
	・ 花輪ばやし			○
	・ 毛馬内の盆踊			○
	・ 大日堂舞楽			○
	・ 小豆沢のオジナオバナ			○

(2) 本市における景観構成要素

(1) の景観構成要素の分類を踏まえ、本市の景観特性を整理します。

① 自然系

- 十和田八幡平国立公園の原生林や湖水、息づく火山や温泉などの自然は、本市を象徴する景観であり、市民の誇りとして受け継がれてきた貴重な資源です。
- 本市の中心を流れる米代川は、市民の生活や本市の歴史や文化を育んできた貴重な資源であり、湯瀬溪谷や夜明島^{よあけしま} 溪谷などにおいては、本市の潤いのある美しい景観を形成しています。
- 大湯の国道 103 号線沿いの滝は、滝めぐりとして近年注目が高まっており、市民はもとより、観光資源として多くの観光客を魅了しています。
- 奥羽山脈の山々から流れ出る河川や水路などは、市民の憩いの場であり、本市の潤いを与える資源となっています。
- 八幡平温泉郷周辺にはアオモリトドマツやブナの原生林、山稜、湿原、噴気などの多様な自然景観が形成されています。



大沼の新緑



後生掛自然研究路



紅葉の湯瀬溪谷



銚子の滝



八幡平岩崎の堰



冬の八幡平温泉

② 生活系

- 市街地周辺に広がる水田や畑、丘陵地の樹園地などの牧歌的な自然・田園景観は、本市の特徴的な景観の1つであり、農村集落と一体となって美しい風景を形成しています。
- 本市では耕作放棄地をそば畑に再生させる取り組みを行っており、可憐な白い花を咲かせるそば畑は、新たな農村景観ともなっています。
- 総合運動公園、黒森山公園、桜山公園、錦木塚公園をはじめ、多数の公園、緑地が整備されており、人々の運動や憩いの空間であるとともに、本市の緑豊かな景観を形成しています。
- 神社仏閣が数多く点在しており、赤鳥居など街なかに立地する鳥居は、鹿角市独特の景観を形成しています。
- 中滝ふるさと学舎は、旧中滝小学校の校舎を活用した、複合的な体験施設です。建設当時(昭和 30 年)から変わらぬ姿で残された木造校舎のやわらかい温もりは、郷愁と安らぎを感じさせる景観ともなっています。
- 市内の各地域で開催される朝市は、野菜をはじめとした様々な商品が並び、売り場で交わされる会話とともに豊かな自然の恵みの中で暮らす人々の息づかいが伝わります。



桃畑



夕日に照らされる八幡平の踏切



青垣の山々と花輪盆地



総合運動公園陸上競技場



花輪スキー場ジャンプ台



総合運動公園パークゴルフ場



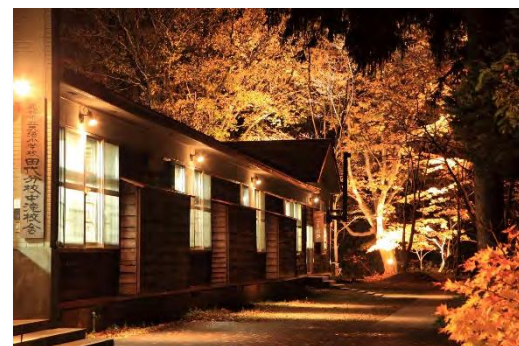
桜山公園の桜



幸稲荷神社の赤鳥居と子どもたちの通学風景



月山神社の鳥居



中滝ふるさと学舎（ライトアップ）



花輪の朝市

③ 都市系

- 本市の中心部を通る花輪線の駅を中心に、十和田、花輪の市街地や尾去沢、八幡平などの町が形成されています。また、大湯や湯瀬の温泉資源を中心に、町が形成されています。高層の建物は少なく、比較的落ち着いた街並みが形成されています。
- 花輪商店街のアーケードの鉄柱は、花輪ばやしをイメージした朱色に塗られ、明るく幻想的な街並みを形成しています。
- 文化の杜交流館コモッセは、ガラス張りの近代的な建物として目を引きます。また、道の駅おおゆは、地元の産材や技術を使用した円筒形の建物が、ぬくもりあふれる空間を演出しています。



大湯の街並み



花輪の街並み



花輪商店街のアーケード街（花輪ばやし）



中心市街地アーケード街



文化の杜交流館・コモッセ



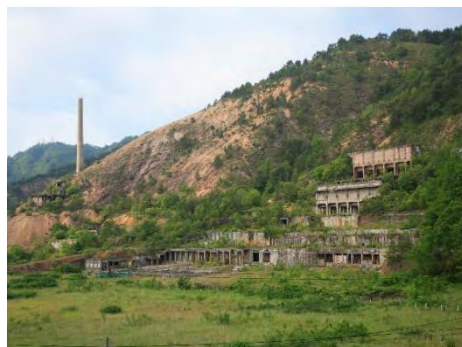
道の駅おおゆ

④ 歴史・文化系

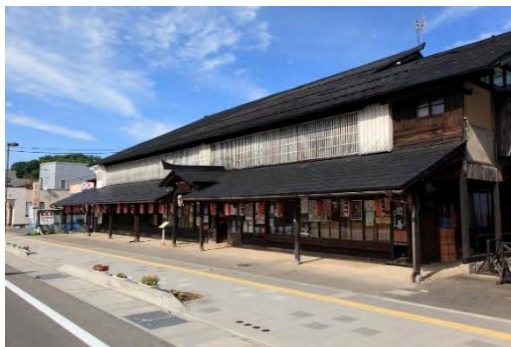
- 大湯環状列石をはじめ、史跡尾去沢鉱山や旧関善酒店、おおひるめむちじんじゃ大日霊貴神社 など、本市の歴史を感じることができる歴史的資源が点在しています。おおひるめむち
- 古くからの街並みを残す地域も見られ、雨や雪で商売に影響が出ないようにと木製のアーケード（こもせ）をつけたこもせ通りは、雪深い本市ならではの景観資源です。
- 大湯環状列石は、2つの環状列石（野中堂環状列石、万座環状列石）を主体とする縄文時代後期（約 4,000 年前）の大規模な遺跡で、2つの環状列石の各々の中心と日時計状組石は一直線に並び、夏至の日没方向を指していると考えられ、四季を区分する「二至二分」や太陽の運行を意識していたことをうかがい知ることができる貴重な資源となっています。
- 大湯環状列石の遺跡周りは木々に囲まれて歴史的な雰囲気が保全されており、さらに周辺には山林や畑、集落が続いています。



史跡尾去沢鉱山（入口）



史跡尾去沢鉱山



旧関善酒店



こもせ通りの「こもせ」



歴史民俗資料館（旧鹿角郡公会堂）



大日霊貴神社



大湯環状列石（万座環状列石）



大湯環状列石（野中堂環状列石）



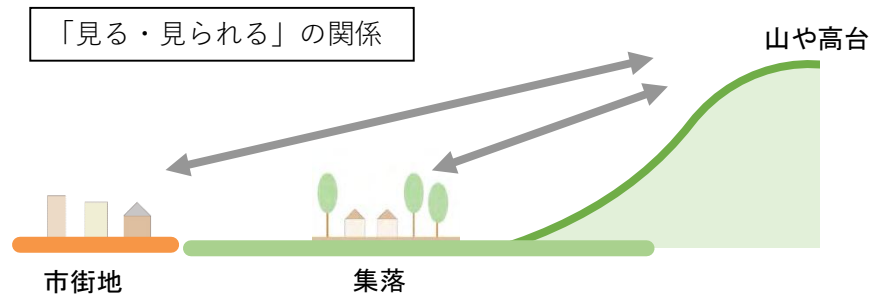
大湯環状列石（見晴台より）



大湯環状列石から見える夕日

⑤ 眺望系

- 景観は「見る」「見られる」の関係性があり、眺望景観はその最たるものともいえます。
- 本市の山や高台などから眺める大自然の眺望や広がりのある田園景観などは、本市の原風景であり、貴重な資源となっています。



桜山公園からの眺望



尾去沢周辺の田園風景



八幡平頂上から鹿角市方面を望む



花輪スキー場からの眺望

⑥ 祭事・イベント系

- 本市においては、花輪ねぶた（花輪に伝わる七夕行事）や花輪ばやし、大日堂舞楽（ともに国の重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産に登録）、毛馬内の盆踊（国の重要無形民俗文化財）など、歴史ある祭りや芸能が数多く継承されています。
- 祭礼・イベントなどは多くの人で賑わいをみせ、これらの賑わいも、本市を特徴づける景観の要素となります。



花輪ばやし



花輪ねぶた



大日堂舞楽



毛馬内の盆踊



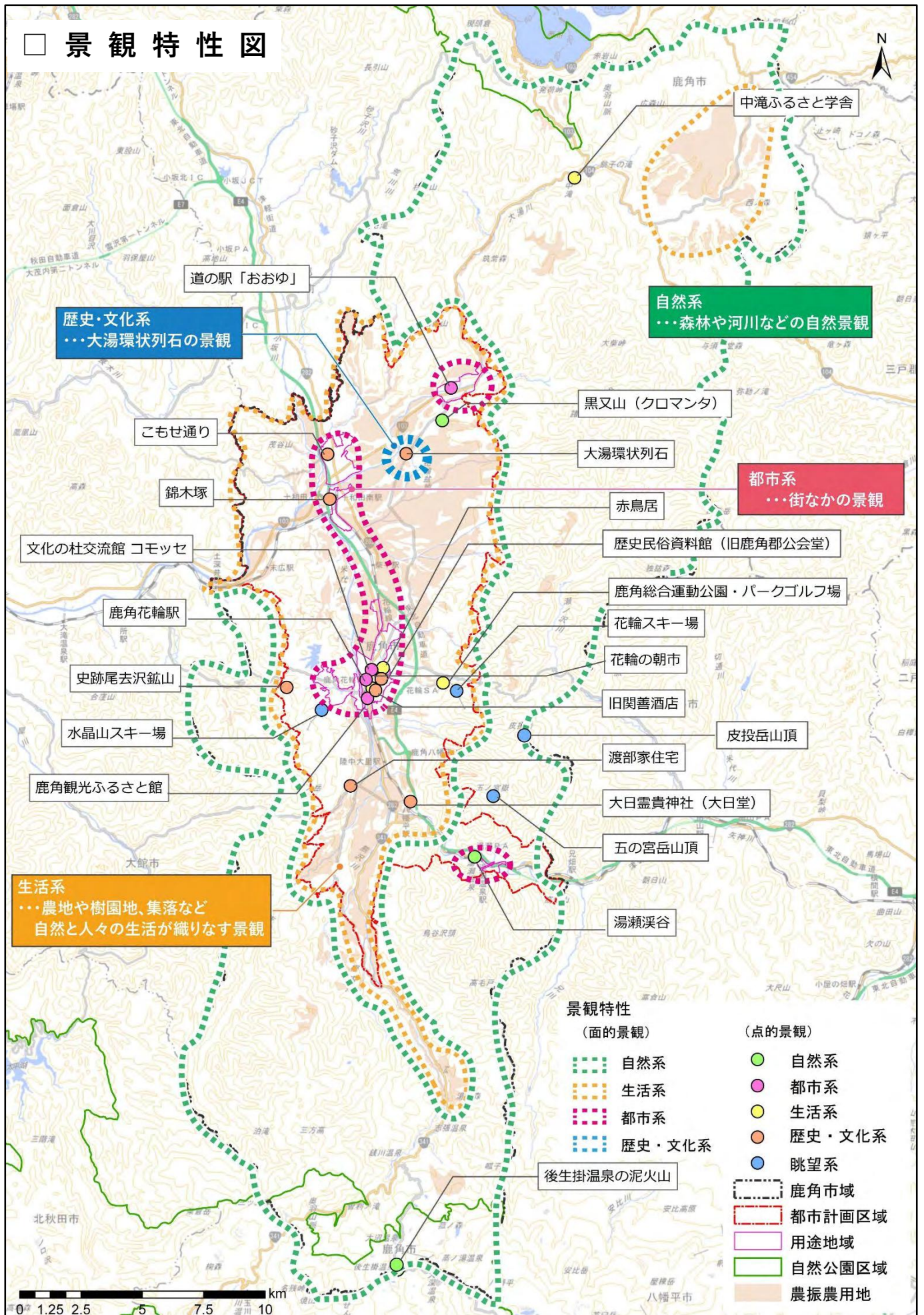
大湯大太鼓祭り



尾去沢山神社祭典



かづのこどもフェア



第3章 市民意向の把握

3-1 調査概要

1-1. アンケート調査の目的

身の周りの景観の評価や景観づくりのためのルール必要性、好きな景観、改善が必要な景観等について、広く市民の意向や評価、要望事項等を把握すること目的として、アンケート調査を実施しました。

1-2. 調査の概要

- ① 調査期間：令和2年7月14日～令和2年7月31日
- ② 対象者：16歳以上の市民1,000人を無作為抽出
- ③ 配布回収：郵送配布、郵送回収
- ④ 回収数：451通、45.1%
※本アンケートの対象属性の全体数（16歳以上の市民：28,545人）の場合、信頼度95%を確保するために必要な標本数は379サンプル。

1-3. 設問設計

設問項目は以下のとおりです。

カテゴリ	内 容
属性	・性別 ・年齢 ・地域 ・居住年数
鹿角市の景観の現状	・景観への関心度 ・鹿角市の景観の評価 ・好きな景観（複数回答） ・景観の満足度 ・景観を損ねているもの（複数回答）
景観づくりのためのルール	・秋田県景観条例の認知度 ・市独自のルールの必要性（複数回答） ・建築物の色やデザイン、高さのルールの必要性 ・大規模太陽光発電施設等の設置 ・大規模太陽光発電施設等の設置のルール
市民参加	・参加できる景観づくり活動（複数回答）
自由意見	・好きな場所や風景 ・自由記述

3-2 調査結果の概要

調査結果の概要は次のとおりです。

なお、巻末の参考資料に、設問ごとのグラフを載せています。

鹿角市の景観の現状について

- 1) 景観への関心度は、「大いに関心がある」と「やや関心がある」の合計で8割弱と高い。20代の関心度がやや低く、年齢が上がるほど関心度が高くなる傾向。
- 2) 鹿角市全体の景観への評価は、「素晴らしいと感じる」が2割弱、「多少感じる」が4割強。「あまり素晴らしいと感じない」も3割程度ある。地域別では十和田地域が他より評価が高めの傾向。
- 3) 鹿角市で好きな景観の1位は「雄大な自然風景」で回答者の6割強、2位は「花輪ばやしなどの伝統的な催し物」で5割超。以下、2位から大きく差を開け、「総合運動公園やスキー場などのスポーツ施設」「田んぼや果樹園」「水辺やせせらぎの風景」が続く。
- 4) 景観の種類ごとの満足度は、自然景観が高く、街並みや沿道景観が低い。特に駅前や商店街の街並み景観については、7割近くが不満傾向。全体的に、花輪地域の満足度が高く、八幡平地域の満足度が低い傾向。
- 5) 景観を損ねているものは「空き地や空き家」が回答者の7割強で突出、次いで「ごみの不法投棄」で2割強。一方で、「建築物の大きさや高さ」「風力・太陽光発電」などを挙げる割合は少ない。

景観づくりのためのルールについて

- 6) 秋田県景観条例は「知らなかった」が8割強。「内容もよく知っている」は0.4%（2名）。
- 7) 必要と思う市独自のルールは、「建築物や工作物の設置場所の制限（山や農地、広がる風景などの眺望を守る）」が最多、次いで僅差で「一定程度以上の造成工事の際の周辺景観への配慮」。「建築物等の高さ」と「太陽光パネル」については回答者の1割程度に留まり、景観を損ねているものを聞いた設問と同様、あまり問題視・重要視されていない傾向。
- 8) 建築物の色やデザイン、高さのルールの必要性については、「制限するエリアを設定する」が5割超（51.4%）で最多。次いで「新たな制限は必要ない」が4割弱（36.4%）、「市全域で制限する」が1割弱（8.4%）であり、秋田県条例を基本としたエリアごとの設定が多く望まれていると言える。
- 9) 大規模な太陽光発電施設等の設置については、「ルールに則っていれば推進しても良い」が7割弱で最多。
- 10) 大規模な太陽光発電施設の設置規制に対しては、「市全体でのルールを作るべき」が5割弱で最多であり、「制限をかけるエリアを限定する」の約2倍に上る。

市民参加について

- 11) 景観づくりに市民が協力・参加できることは、「落書きやゴミのポイ捨てなどをなくす」が回答者の6割強で最多。

自由意見、好きな場所

- 12) 自由意見では、空き家・空き店舗・観光地の廃屋に対する意見が最多。また、自然の豊かさや美しさを誇る意見が多く、その保全や活用の方策を求める意見も目立つ。
- 13) 好きな場所（風景・建物）では「東山スポーツレクリエーションエリア（総合運動公園、花輪スキー場）」が突出、次いで桜山公園、八幡平の山並みと続く。傾向として、自然に親しめる場所や、眺望の良さ、景観の美しさを挙げる意見が多い。

第4章 景観形成上の課題

前章までで整理した通り、鹿角市には、豊かで美しい自然環境や先人から継承してきた歴史・文化、街並みや農村風景などが織りなす、様々な景観的特徴があります。

にぎわいと活力、豊かさを実感できる生活環境づくり、誇りと愛着を感じられる地域づくりのための本市における景観形成上の課題について、以下に整理します。

（１）良好な景観づくりのための基本的なルールの設定

市内全体的に、周辺から大きく突出した建築物やごみの不法投棄などの目立った景観阻害要因は、ほとんど見受けられません。これは、秋田県の景観を守る条例による規制や、市民の普段の心がけなどによるものと考えられます。

鹿角市においては、大きく景観を阻害する要因が少ないという現状を尊重し、過度の規制を強いることのない基本的なルールを設定することで、より良い景観づくりを推進していくことが求められます。

（２）空き家・空き地対策

市街地や集落では、空き家と思われる家屋なども存在し、市民アンケートにおいても景観阻害要因として大きく指摘されています。

適正に管理されていない空き家については、景観の阻害だけでなく安全性の低下など周辺的生活環境に大きな影響を及ぼすことから、「鹿角市空き家等対策計画」等を基本とし、空き家の適正管理や利活用を進めていく必要があります。

（３）特性に応じた景観資源の保全と活用

本市は、大湯環状列石（国指定特別史跡）、花輪ばやしと大日堂舞楽（ともにユネスコ世界無形文化遺産および国指定重要無形文化財）、史跡尾去沢鉱山（近代化産業遺産、土木学会選奨土木遺産）、点在する温泉など、各地域で有名な観光資源を擁しています。

なお、市民アンケートで好きな景観を尋ねた設問では、「花輪ばやしや大日堂舞楽などの伝統的な催し物」を回答者の55%が選択し、選択肢中第2位となりました。

歴史的資産をはじめとした数々の景観資源については、特性に応じた保全と活用を強化するとともに、これらに親しむ環境を作ることが必要です。

また、伝統的な催し物は、担い手の確保も含めて未来へ継承するとともに、情報発信の強化や、景観資源としての更なる磨き上げが求められています。

（４）大湯環状列石周辺の重点的な取組の実施

大湯環状列石は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産登録を目指している重要な観光・景観資源です。遺跡を縦断する県道66号の電柱や電線類が景観をやや阻害しており、将来的な移設を含めた対策が必要と考えられますが、遺跡内は法規制や保存管理計画等により、縄文時代を想起させる独特の雰囲気が厳粛に保全されています。

市民アンケートでは、6割の景観満足度を得ています。また、建築物の意匠や高さの規制の適用範囲については、市内でエリアを限定して設定するべきという意見が最多となりました。

また、市民懇談会において、まずは大湯環状列石周辺の景観形成を重点的に取り組み、市民

の居住地区とは分けてルール設定するべきとの意見が出されました。

これらのことから、大湯環状列石は現在の景観保全の態勢を継続するとともに、新たに眺望景観も守ることや景観阻害要素の規制強化を重点的に図ることで、未来にわたり世界遺産としてふさわしい景観と価値を保つことが重要と言えます。

（５）市民の愛着の深化や交流人口の増加

秋田県平均を上回る高齢化率や人口減少により、地域の活力低下が危惧されています。

景観の向上により地域の魅力を高めることで、市民の愛着の深化や来訪者（交流人口）の増加を促進していく必要があります。

（６）自然景観の保全と継承

花輪盆地は市域のほぼ中央部に南北に広がっており、居住地域周辺は広大な農地と「青垣山」と称される美しく雄大な山々や十和田八幡平国立公園など、豊かな自然環境に幾重にも囲まれています。

市民アンケートにおいても、自然風景の満足度は非常に高く、好きな景観としても多くの票を集めて選択肢中第１位となりました。

市中を流れる米代川、湯瀬溪谷や中滝に点在する滝など、近傍で見ることのできる美しい水辺の景観も多く存在しており、回答者の８割以上が水辺の景観に満足しています。また、鹿角市は豪雪地帯（旧八幡平村は特別豪雪地帯）であり、冬は美しい雪景色が広がり、市内外からのスキー客による賑わいの風景ももたらしめています。

鹿角市を象徴する美しいスカイライン（山の稜線などが描く輪郭線）を背景とした“優れたあるがままの自然景観”を後世まで保全・継承するとともに、適切な手入れ等により、自然の豊かさと人工物とのバランスが取れた計画づくりや取組が求められています。

（７）農村景観の保全と形成

市街地や集落の背後や道路の両側に広がる美しい農地が目を引き、アンケートでは８割近くが田んぼや畑の景観に満足しています。さらに、自由意見において、道路沿道から見る農地などの景観の美しさを挙げる声も多くありました。

一方で、市では耕作放棄地を活用したそばの里づくり事業などを展開していますが、担い手不足など、農地の保全に係る課題も多くあります。

これらのことから、営農環境の確保を前提としながら、農地等の無秩序な開発抑制や耕作放棄地の発生抑制などの対応により、四季折々の良好な農村景観の保全と形成を推進していく必要があります。

（８）商店街等の賑わいのある景観の創出

市内には、花輪商店街のアーケード街や伝統的な「こもせ」をイメージした毛馬内のこもせ通りなど、特徴的な通りがあります。特に地区計画が設定されている花輪の商店街は、統一されたスノコ型のディスプレイや歩行を邪魔しない陳列など、市民や事業者によりルールが守られています。一方で、どの商店街でも空き店舗が点在したり、せっかくの雰囲気が生かしきれていない面も窺えます。アンケートでも、駅前や商店街、集落地などの景観満足度が低く、景観対策とあわせ、賑わいのある景観の創出も求められています。

（９）市民や事業者との共働による沿道環境の保全と創出

十和田と八幡平などのイチョウ並木は夏や秋に彩りを加えますが、全体的に街路樹は多くありません。ごみのポイ捨てなどはあまり目につかない代わりに、アンケートなどにおいて、沿道の雑草や街路樹、又は敷地内の樹木の手入れへの意見が多く寄せられています。

身近な生活道路や沿道環境などは、行政だけでなく市民や事業者の協力も得ながら、安全性を確保しつつ魅力的な景観を創出していくことが必要です。

（１０）秋田県条例を基本とした居住エリアの景観形成

居住地域は、大きく北から大湯地域、十和田地域、花輪地域、尾去沢地域、八幡平地域、湯瀬地域にそれぞれ集落や市街地が広がっています。全体的に、周辺から突出していたり圧迫感を覚えたりするような建築物等は、ほとんど見られません。

集落に限らず市街地でも背後に雄大な自然や農地が控えていること、通りや小道に大小の鳥居が点在していること、いわれのある小道や歴史的資源、江戸時代から続く朝市など、市民生活に自然と歴史が溶け込んでいる様子が窺えます。

なお、花輪大堰など、景観の改善に市民の協力が不可欠な箇所もありますが、その際は日常生活への過度な負担は避けることで、息の長い景観誘導を図ることが望めます。

これらのことから、今後は秋田県条例を基本としながら対象範囲を居住エリアにも広げ、良好な景観への緩やかな規制・誘導を図るとともに、利便性や賑わい向上の下支えとなるような景観形成にも留意することが重要と言えます。

（１１）良好な景観形成要因としての歴史的建造物や公共施設等の維持管理

市内には、道の駅おおゆやコモッセなどの近代的な建物と、旧関善酒店や歴史民俗資料館（旧鹿角郡公会堂）、大日霊貴神社などの歴史的な建物が点在しています。

これらに加え、見晴らしがよく、特徴的な遊具があり桜の名所でもある桜山地区公園、スキ一場や多くの遊具、芝生広場、運動広場などがきれいに整備されている総合運動公園などは、日常的に多くの市民に親しまれ、利用されており、アンケートでも多くの回答者が好きな場所に挙げています。

これらの資源や公共施設等は、関連計画等と連携しながら適切な維持管理を行うことで、良好な景観形成の要素としても活用していくことが求められます。

(12) 市民、事業者、行政、来訪者への景観形成の意識付け

現状では市民の景観形成に対する意識の高さから、景観を大きく阻害するような事例は見られません。アンケート調査では、景観への関心度は8割弱あり、“良好な景観形成に協力したくない”の回答率はわずか6%でした。

そのため、ごみのポイ捨て禁止の啓発、自宅周りの適切な緑化の奨励など、身近な草の根運動の推進はもとより、鹿角市の優れた景観は市民と行政だけでなく事業者や来訪者と共につくり上げるものであることの意識付けを、継続して行うことが重要です。

美しい景観は個人の小さな心がけや日常の積み重ねによるところも大きいため、無理なく息の長い景観まちづくり※を推進していくことが必要です。

景観まちづくりとは

自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するために、行政や住民・事業者等が協働して行う様々な取り組みのことです。

例えば、清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

資料：国土交通省 都市・地域整備局「景観まちづくりリーフレット」

第5章 景観計画の区域

5-1 景観計画の対象範囲

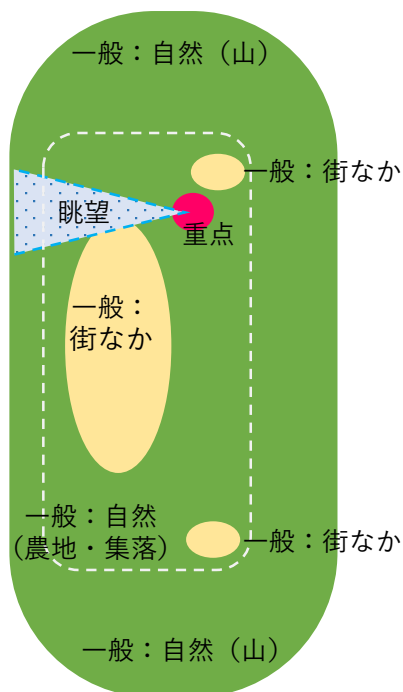
鹿角市景観計画の対象範囲は、鹿角市全域とします。

市全域を対象とすることで、豊かな自然・貴重な資源・人々の営みが調和した、良好な景観形成を一体的に目指します。

5-2 景観計画区域の区分

景観計画の区域を大きく【一般地域】と【大湯環状列石重点地域】と【眺望ゾーン】に区分します。一般地域は、さらに「自然景観地区」と「街なか景観地区」に区分します。

地域・地区別に基準や規制の調整、重み付けを行うことで、それぞれの特性に合った、良好な景観形成の実現を図ります。



一般地域		重点地域からの眺望ゾーン
自然景観地区 (山、農地・集落等)		
街なか景観地区 (市街地等)		
大湯環状列石重点地域		

①一般地域

自然景観地区：山や農地・集落等といった、自然の景観特性を有する地域等

山：主として「青垣山」と称される花輪盆地を取り囲む山岳地帯など

農地・集落：主として農林業等の一次産業によって形成される農地・集落など

街なか景観地区：主として住宅や商工業施設などによって形成される、市街地の景観特性を有する地域等

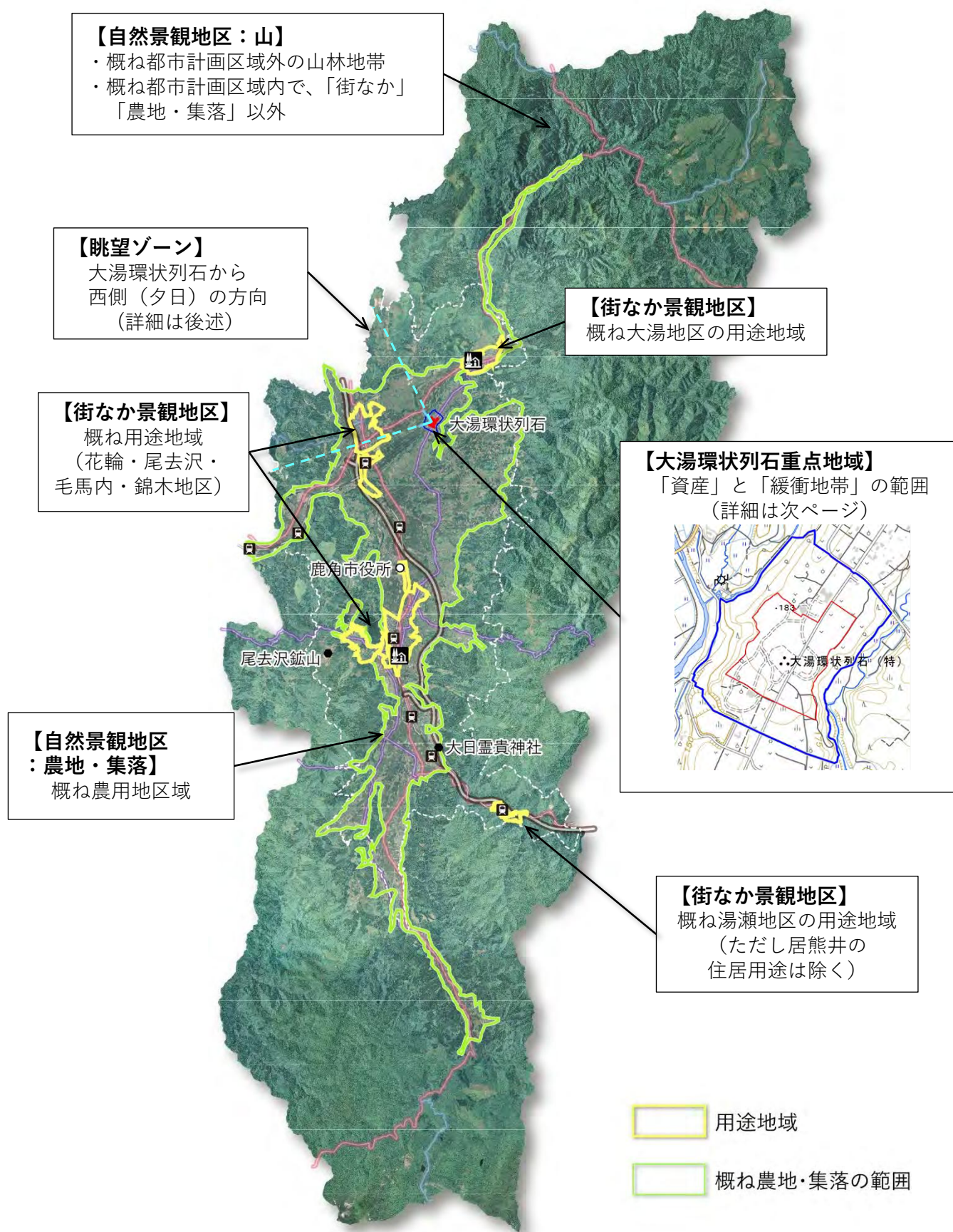
②大湯環状列石重点地域

大湯環状列石の資産（プロパティ）および緩衝地帯（バッファゾーン）

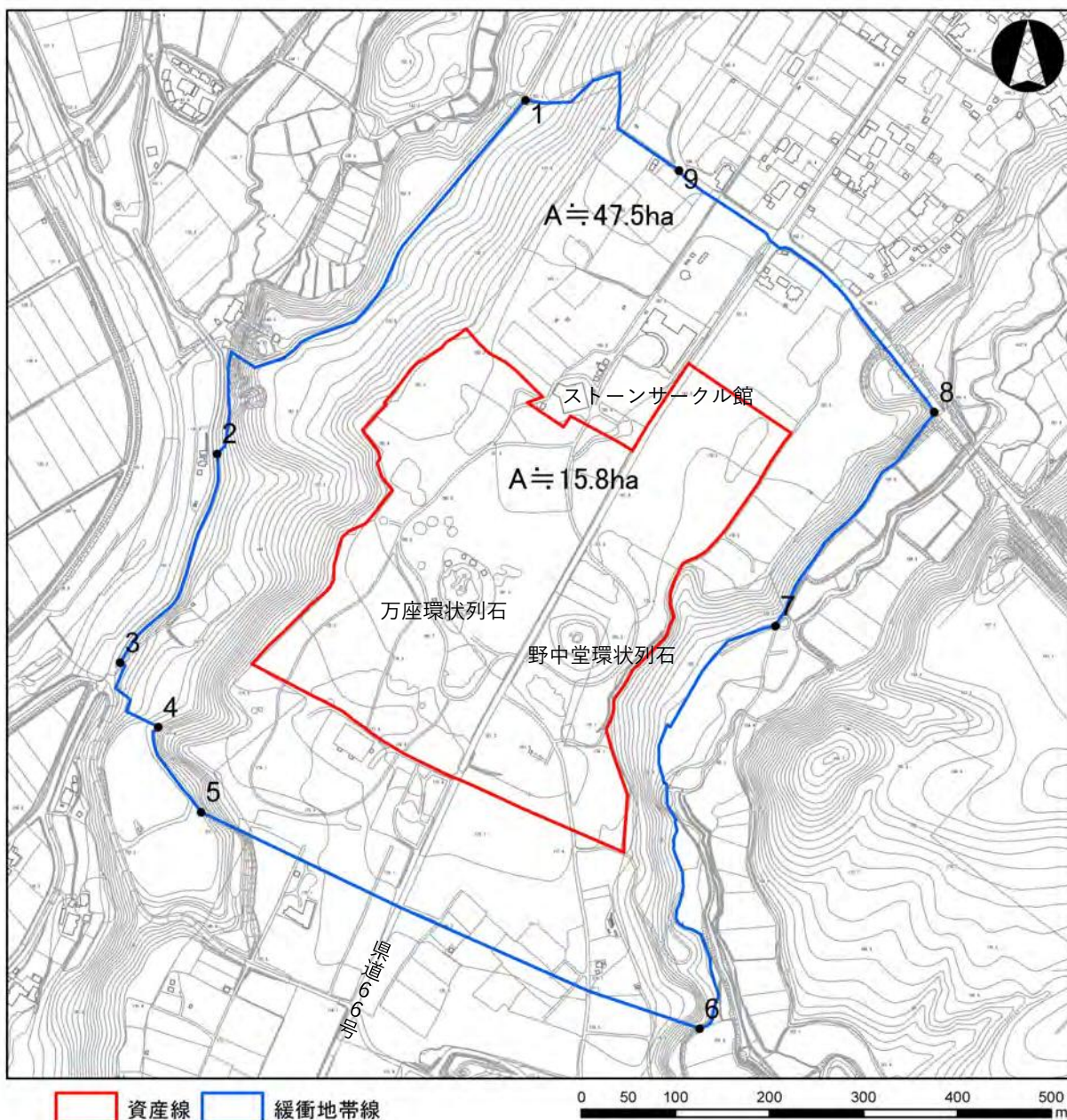
③眺望ゾーン

大湯環状列石（主に万座環状列石見晴台）を視点場として、西側（夕日）を望む眺望エリア

地区区分図

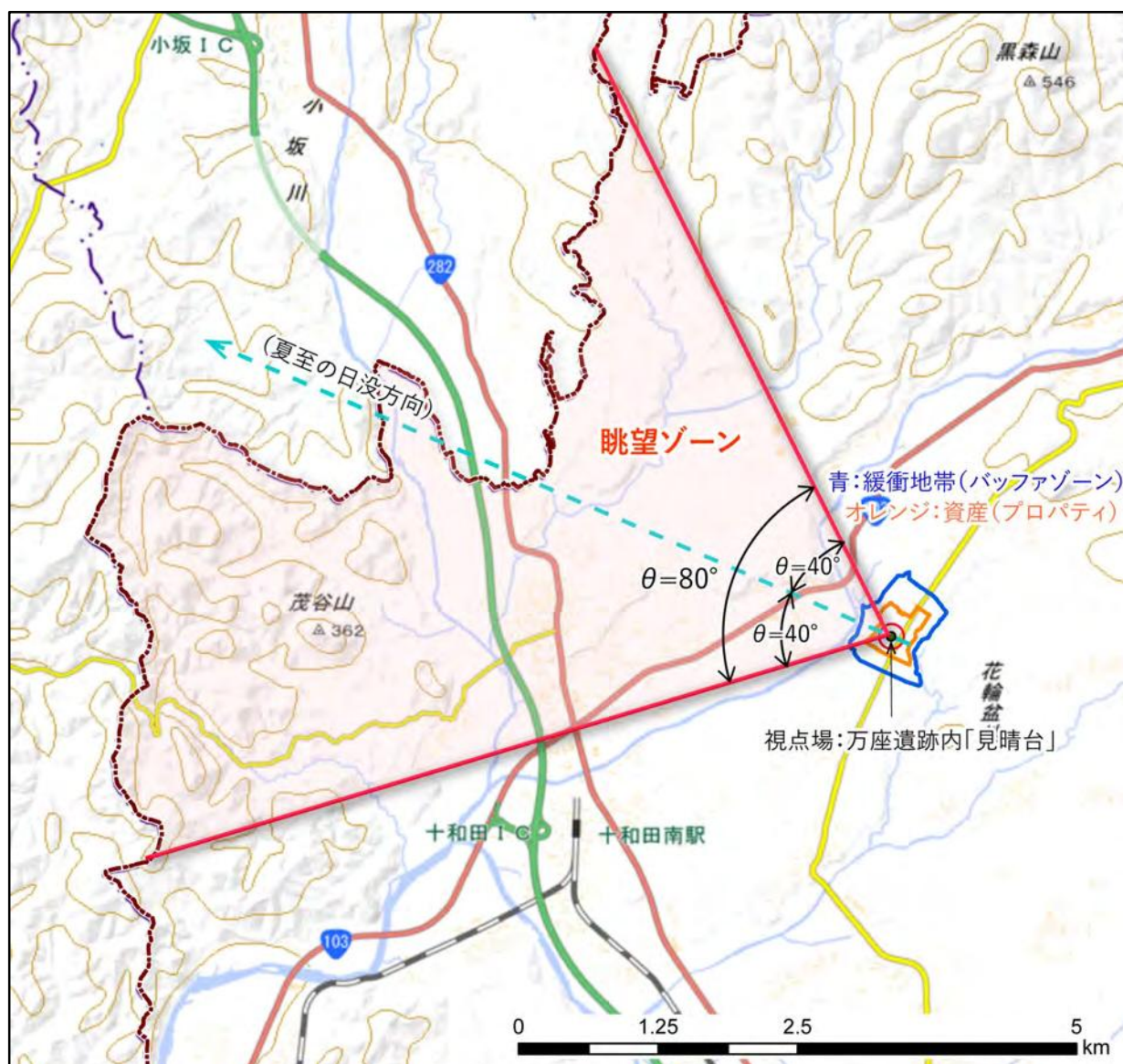


重点地域大湯環状列石 区域設定根拠図



区域線の範囲		設定基準
始点	終点	
1	2	中通台地下の土地境界線 ⇒ 地番線
2	3	水路沿いのライン ⇒ 地形図
3	4	中通台地下の土地境界線 ⇒ 地番線
4	5	地形変化点を結んだライン ⇒ 地形図
5	6	特別史跡指定範囲南端の境界点を南側へオフセットし、結んだライン
6	7	中通台地下の土地境界線 ⇒ 地番線
7	8	中通台地下の農作業道（西側） ⇒ 地形図
8	9	道路（農作業道）境界線（南側） ⇒ 地形図
9	1	道路（農作業道）境界線（南側） ⇒ 地形図

眺望ゾーン 区域設定根拠図

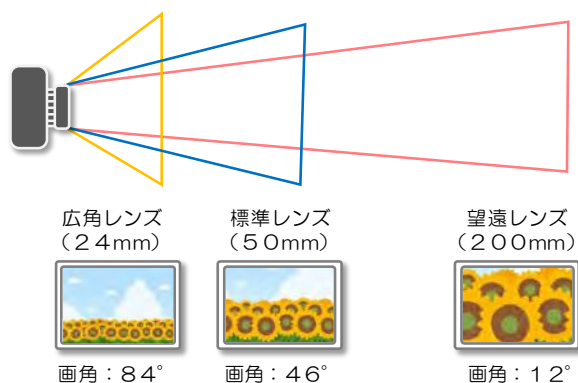


重点地域内の万座環状列石見晴台を視点場として、夏至の日没方向を中心に水平視野角 80 度※の範囲の両端を結び、遠景の山々（市域境）まで延長したエリアを設定しました。

※80 度について

カメラの画角（カメラで撮影した際、実際に写る範囲を角度で表したもの）では、広角レンズ（24mm）の画角は約 84° とされています。これを参考に、眺望ゾーンは写真スポットとしての撮影範囲を満たすことも考慮に入れて設定しました。

参考：Canon ホームページ「写真用語集」



第6章 目指すべき将来の景観像と景観形成方針

6-1 目指すべき将来の景観像

縄文から続く歴史と文化が息づく美しいふるさと 鹿角

本市はこれまで十和田八幡平をはじめとした豊かな自然の恵みのもと、先人の知恵とたゆまぬ努力により、歴史と文化を紡いできました。

多くの先人たちの手によって作り上げられてきた「ふるさと鹿角」の美しい景観を守り、さらに魅力ある景観へと育てあげていくことを目標に、「縄文から続く歴史と文化が息づく美しいふるさと 鹿角」を目指すべき景観の将来像に掲げます。



6-2 将来の景観像の実現に向けた基本方針

本市の景観形成上の課題（第4章）を踏まえ、目指すべき景観の将来像の実現に向けた基本方針を、次のとおり掲げます。

○ふるさと鹿角の美しい景観を守る

鹿角らしい景観を形成する、豊かな自然・歴史・風土・行事などの景観資源に親しみ、保全し、継承していくための取組を推進していきます。

○快適で魅力ある景観を創る

現状や地域特性に応じ、かつ、快適性や安全性にも配慮した魅力ある景観を創出・誘導していきます。

○景観形成の意識を育てる

市民・事業者・行政がともに優れた景観を保全・創出する、「共働の景観づくり」の取組意識を育み、普及していきます。

6-3 良好な景観の形成に関する方針

(1) 大湯環状列石重点地域



①地域の範囲

【資産（プロパティ）】 特別史跡「大湯環状列石」の範囲（上記赤線）

【緩衝地帯（バッファゾーン）】 顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その理解を担保するのに必要な範囲（上記青線）

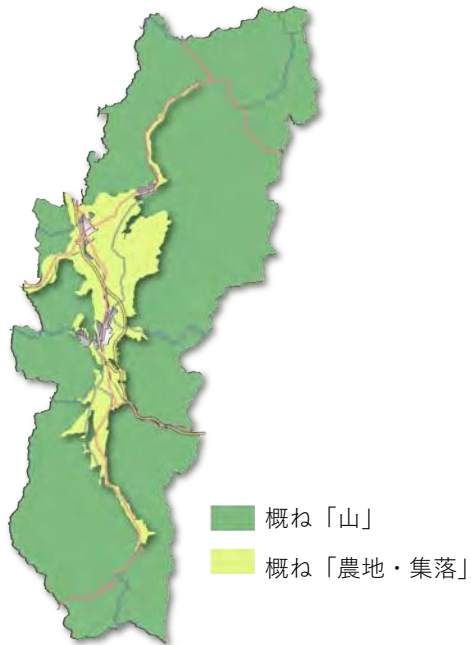
②景観特性

- ・大湯環状列石は、2つの環状列石（野中堂環状列石、万座環状列石）を主体とする縄文時代後期（約4,000年前）の大規模な遺跡です。
- ・2つの環状列石によって構成される「集団墓」であるとともに、隣接する掘立柱建物や周囲から出土した祭祀の遺物などから、葬送儀礼や自然に対する畏敬の念を表す儀式を行った「祭祀施設」であったと考えられています。
- ・関係機関や法規制により適切な管理がなされている上に、遺跡を取り囲む木立や周辺の地形により、太古の神聖な雰囲気は現在も厳粛に保全されており、市を代表する観光資源としても親しまれています。

③大湯環状列石重点地域の良好な景観の形成に関する方針

- ・文化財保護法や保存管理計画等に基づき保たれている現在の状況を保全・継承することを基本とし、加えて視点場からの眺望景観も保全することで、独特の景観特性と世界遺産としての価値を高めます。
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての世界遺産登録を機に、類まれな景観を有する観光資源として、活用と情報発信の強化を図ります。
- ・緩衝地帯においては、土地所有者等の理解を得ながら、行為の実施の際には景観に大きな影響が出ないよう適切に誘導していきます。
- ・県道66号については、将来的な移設も視野に入れながら、景観阻害要因とならないよう、今後も道路管理者と協力し、適切な維持管理による景観保全を図ります。
- ・熊の被害などを最小限にするよう、景観にも配慮しつつ、樹木管理等を実施していきます。

(2) 一般地域（自然景観地区）



①地域の範囲

山や農地・集落等といった、自然の景観特性を有する地域等

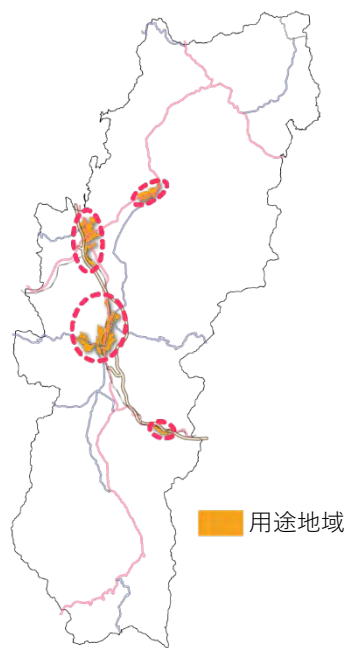
②景観特性

- ・市域の8割近くを山林が占めており、農用地とあわせると約9割が自然的土地利用となっています。農地集落に代表される人々の営みと自然環境とが融合した風景とあわせ、鹿角市を象徴する景観を作り出しています。
- ・山々や農地は四季折々で違う表情を見せ、市民や来訪者に様々な恵みと安らぎをもたらしています。また、点在する滝や温泉などの豊富な水の資源、史跡尾去沢鉱山や大日霊貴神社などの歴史的資産が点在しており、観光要素としても活用されています。
- ・山岳地帯には特に多くの積雪があり、スキー場や八幡平アスピーテライン「雪の回廊」は、雪がもたらす観光・景観資源として、広く親しまれています。

③一般地域（自然景観地区）の良好な景観の形成に関する方針

- ・鹿角市を象徴する美しい自然風景や水辺、温泉などの景観を保全します。
- ・田圃や畑などの田園風景は、営農環境を確保しつつ、四季折々の景観を保全します。
- ・山並みなどの周辺景観に配慮した建築物・工作物の設置誘導や空き家対策等により、良好な景観を保全・創出します。
- ・農地や山林の無秩序な開発の抑制、必要に応じた適切な手入れ等により、良好な景観の保全とコンパクトなまちづくりを目指します。
- ・歴史的・文化的な地域資源は周辺景観も含めて保全するとともに、伝統的な催事が作り出す景観は唯一無二のものとして、担い手の確保も含め後世に継承するよう努めます。
- ・ゴミのポイ捨ての防止、自宅周りの緑化の奨励などを通じた、息の長い共働の景観づくりを推進します。
- ・これらの取組により地域の魅力を高め、愛着の深化や交流人口の拡大、関係人口の増加を目指します。

(3) 一般地域（街なか景観地区）



①地域の範囲

主として住宅や商工業施設などによって形成される、市街地の景観特性を有する地域等

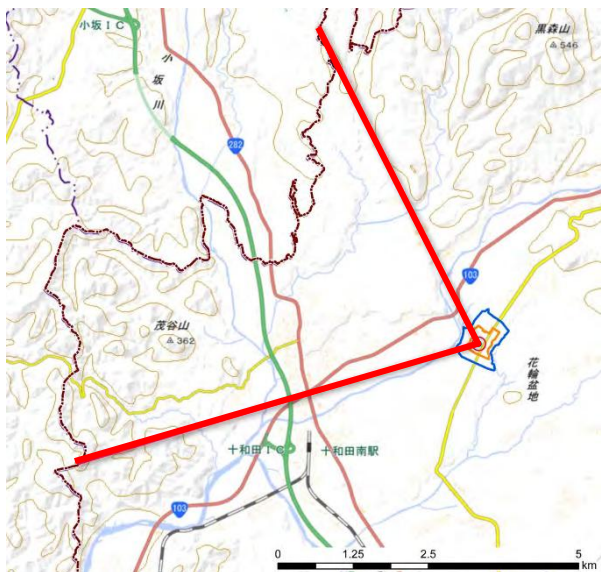
②景観特性

- ・花輪盆地を中心に、十和田、大湯、花輪、尾去沢、湯瀬などに住宅地が広がっており、主要道路で結ばれています。周辺には雄大な農地が控え、歴史ある小道や跡地、神社仏閣や鳥居が点在するなど、自然や歴史と馴染んでいる日常が窺えます。
- ・花輪商店街のアーケード街や毛馬内商店街のこもせ通りは、他に類を見ない独特の景観をつくり出しています。また、各居住地域にある様々な歴史的建造物と近代的な施設、公園や広場等は昔も今も市民生活を支えており、ランドマークともなっています。
- ・日本一の祭ばやしと評価されている夏祭り「花輪ばやし」は、絢爛豪華な10台の屋台が集合して2日間に渡り競演を繰り広げるなど華やかな賑わいを見せ、市の貴重な観光資源や景観資源となっています。

③一般地域（街なか景観地区）の良好な景観の形成に関する方針

- ・特徴ある商店街などの景観を生かしつつ、他計画等と連携しながら、賑わいを感じられるような景観を創出・保全していきます。
- ・周辺に配慮した建築物・工作物の設置誘導や空き家対策等により、良好な景観を保全・創出するとともに、コンパクトなまちづくりを目指します。
- ・道路管理者と連携した沿道環境の維持管理や、公共施設の適切な管理運営等により、利便性や安全性の確保とともに、良好な景観形成を図ります。
- ・温泉地は静かな温泉郷の雰囲気を保ちつつ、隣地や周辺環境との調和を図るような景観形成を誘導していきます。
- ・歴史的・文化的な地域資源は周辺景観も含めて保全するとともに、伝統的な催事が作り出す景観は唯一無二のものとして、担い手の確保も含め後世に継承するよう努めます。
- ・ゴミのポイ捨ての防止、自宅周りの緑化の奨励などを通じた、息の長い共働の景観づくりを推進します。
- ・これらの取組により地域の魅力を高め、愛着の深化や交流人口の拡大、関係人口の増加を目指します。

(4) 眺望ゾーン



①ゾーンの範囲

重点地域内の万座環状列石見晴台を視点場として、夏至の日没方向を中心に水平視野角 80 度の範囲の両端を結び、遠景の山々（市域境）まで延長したエリア（詳細は「第 5 章 景観計画の区域」を参照。）

注：眺望ゾーンは一般地域および大湯環状列石重点地域に、上乘せの配慮を求めるゾーンという位置づけです。例えば、建築物・工作物への景観形成基準（周辺に配慮、山の稜線を超えない）などのほかに、眺望を保全する配慮をさらに求めるものです。

②景観特性

- ・野中堂と万座の 2 つの環状列石の中心と、それぞれの独立した日時計状組石は、一直線に並んでいます。この方向は、夏至の日没の方向を指していると考えられ、季節による日の出・日の入りの方向を意識して環状列石の配置を決めていたといわれています。
- ・万座環状列石付近から西側を望むと、木立の背面に連なる山々が見渡せ、稜線に沈む美しい夕日を眺めることができます。

③眺望ゾーンの良い景観の形成に関する方針

- ・主に万座環状列石見晴台から西側の眺望景観を保全するため、建築物や工作物の規模や意匠等に配慮するよう誘導します。
- ・届出対象行為の規模以下の各行為においても、周辺の景観から突出した印象を与えないよう、配慮を求めます。

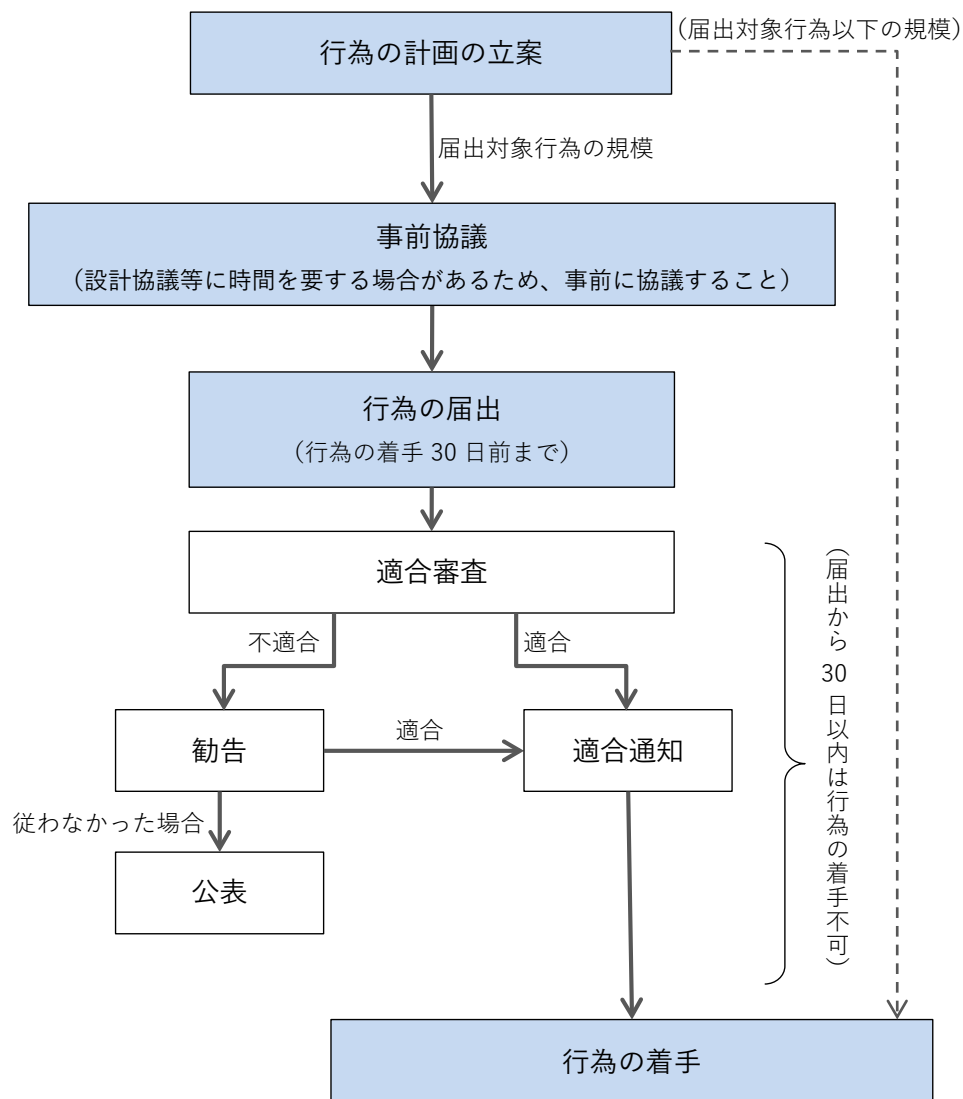
第7章 景観形成の取り組み

7-1 景観形成のための行為の制限

(1) 届出の手続き

景観法では、届出より30日以内は行為の着手が制限されており、届出対象行為（第7章 7-1 (2)）が景観形成基準（第7章 7-1 (3)）に適合しない場合には、勧告等を行うことができます。

なお、届出を行わずに景観形成行為に着手した場合には、景観法第103条により、罰則（30万円以下の罰金）が適用される可能性があります。



(2) 届出対象行為

景観計画区域内における、規定した規模以上の行為は、行為の着手の30日前までに市に届出し、次項に示す「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

届出対象行為は、その「規定した規模」を定めたものです。

①一般地域の届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（※）		高さが 13m又は延べ面積が 1000 m ² を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 m ² 以下の増改築を除く）	
工作物の新築、増築、改築もしくは模様替又は移転、外観を変更することとなる修繕もしくは色彩の変更（※）	さく、塀、擁壁等	高さが 3mを超えるもの	
	煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、物見塔等屋外照明等	高さが 13mを超えるもの	
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さが 30mを超えるもの	
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（その支持物も含む）、空中線系その他これらに類するもの	高さが 30mを超えるもの	
	遊戯施設、プラント類、製造施設、貯蔵施設、汚水処理施設 自動車駐車施設（立体駐車場）、立体駐輪場等	高さが 13mを超えるもの	
	記念碑等（屋外広告物を除く）、彫像等	高さが 13mを超えるもの	
	自家用以外の太陽光発電設備の設置	パネル面積が 10 m ² 以上を超えるもの	
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項） 土地の開墾その他の土地の形質の変更 土石の採取、鉱物の掘採		都市計画区域内：面積が 3000 m ² を超える、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが 3mを超えるもの 都市計画区域外：面積が 10,000 m ² を超える、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが 3mを超えるもの	
屋外における物件の堆積	物件用途を廃止された	新設	高さが 1.5m又は水平投影面積が 500 m ² を越えるもの
		既存（500 m ² 以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（500 m ² を越える）に追加	追加する部分の規模：高さが 0.5m又は水平投影面積が 50 m ² を越えるもの
	一般資材等の物件	新設	高さが 3m又は水平投影面積が 1,000 m ² を越えるもの
		既存（1,000 m ² 以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（1,000 m ² を越える）に追加	追加する部分の規模：高さが 1m又は水平投影面積が 100 m ² を越えるもの

※建築物・工作物の「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更」は、届出対象行為のうち、その変更の範囲が外観面積の2分の1を超えるものが対象です。

②大湯環状列石重点地域の届出対象行為

行為の種類		規模
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（※）		延べ面積が 10 m ² を超えるもの
修繕もしくは模様替又は色彩の変更（※） 工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる	さく、塀、擁壁等	高さが 1.5m を超えるもの
	煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、物見塔等 屋外照明等	高さが 5m を超えるもの
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さが 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（その支持物も含む）、空中線系その他これらに類するもの	高さが 10m を超えるもの
	遊戯施設、プラント類、製造施設、貯蔵施設、汚水処理施設 自動車駐車施設（立体駐車場）、立体駐輪場等	高さが 5m を超えるもの又は築造面積が 10 m ² を超えるもの
	記念碑等（屋外広告物を除く）、彫像等	高さが 5m を超えるもの
	自家用以外の太陽光発電設備の設置	全ての規模
	自動販売機	全ての規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項） 土地の開墾その他の土地の形質の変更 土石の採取、鉱物の掘採		面積が 300 m ² を超えるもの、又は当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが 1.5m を超えるもの
屋外における物件の堆積		高さが 1.5m を超えるもの又は面積が 50 m ² を超えるもの
木竹の伐採		高さ 5m を超えるもの又は伐採面積が 50 m ² を超えるもの

※重点地域の建築物・工作物の「外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更」は、届出対象行為のすべての規模の行為が対象です。

③届出を要しない行為

次の行為については、届出は不要となります。

(以下、「法」は景観法、「政令」または「令」は景観法施行令を指します。)

(1) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で、政令で定めるもの

(法第 16 条第 7 項第 1 号)

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 (令第 8 条第 1 号)
- ・ 仮設の工作物の建設等 (令第 8 条第 2 号)
- ・ 木竹の伐採のうち、木竹の保育のために通常行われる伐採等 (令第 8 条第 3 号)
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (令第 8 条第 4 号イ)
- ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為等 (令第 8 条第 4 号ハ)

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第 16 条第 7 項第 2 号)

(3) 景観重要建造物について、許可を受けて行う行為 (法第 16 条第 7 項第 3 号)

(4) 景観重要公共施設の整備として行う行為 (法第 16 条第 7 項第 4 号)

(5) 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築等の行為 (法第 16 条第 7 項第 10 号)

(6) 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為 (令第 10 条第 3 号)

- ・ 文化庁長官の許可を受けて行う重要文化財の現状変更 (文化財保護法第 43 条第 1 項)
- ・ 文化庁長官の許可を受けて行う史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 (文化財保護法第 125 条第 1 項)
- ・ あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めて行う重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 (文化財保護法第 168 条第 1 項第 1 号)

(7) 秋田県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置 (令第 10 条第 4 号)

(8) その他、鹿角市景観条例で定める行為 (法第 16 条第 7 項第 11 号)

（３）景観形成基準

景観形成基準とは、届出対象行為に対して定めた、形態又は色彩その他の意匠の制限や高さの最高限度・最低限度などの行為の制限の基準のことです。

届出対象行為に該当する行為は、この景観形成基準に適合するものであることが必要です。

行 為	事項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン	
		自然景観地区	街なか景観地区			
1 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	位置	(1)優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。		(1)大湯環状列石に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 (2)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (4)従来の地形の改変は最小限に留めること。	(1)大湯環状列石視点場からの眺望については、特に西方面の眺望を確保するため、視点場からの眺望景観を妨げないようにすること。 (2)左記の規定以外にも、眺望に配慮するよう努めること。 (3)届出対象行為の対象規模以下の各行為においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置および規模とするよう努めること。	
		(2)山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。				(3)周辺及び敷地内の建築物などの調和に配慮した配置とすること。
		(4)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (5)道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (6)行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。				
		(7)優良な農地や山林はできる限り保全し、連続性や景観を妨げない位置とすること。				－
	規模・高さ	周辺の景観と調和した建築物の高さ及び規模とするよう努めること。				大湯環状列石周辺の景観と調和し、周辺の樹木を超えない建築物の高さ及び規模とすること。
色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。 (2)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (3)建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。					
素材・材料	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。			大湯環状列石周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。		
遮へい又は敷地の緑化	(1)建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、周辺の緑化に配慮すること。 (2)敷地内の既存の樹木等は、残すように配慮すること。 (3)駐車場を道路沿いに設置する場合は、植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。			(1)建築物が大湯環状列石周辺の景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した緑化を行うこと。 (2)敷地の周囲、また道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる種類とすること。 (4)既存の樹木等は、残すように配慮すること。 (5)駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。		

行 為	事項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
2 工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更(共通事項)	位置	(1)優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。		(1)大湯環状列石に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 (2)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (4)従来の地形の改変は最小限に留めること。	
		(2)山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。	(3)周辺及び敷地内の建築物・工作物などの調和に配慮した配置とすること。		
		(4)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (5)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (6)行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。			
		(7)優良な農地や山林はできる限り保全し、連続性や景観を妨げない位置とすること。	－		
		周辺の景観と調和した工作物の高さ及び規模とするよう努めること。			
	規模・高さ				
	色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。 (2)色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。			
	素材・材料	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。		大湯環状列石周辺景観との調和に配慮した素材・材料を用いること。	
	遮へい又は敷地の緑化	(1)敷地内や敷地の周囲また、道路から後退してできる空間は、植栽等による修景に努めるなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。		(1)敷地内また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。	
工作物個別事項	色彩	垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。			
・垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	素材・材料	(1)垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあっては、できる限り生垣を主体としたものとする。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。 (2)擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いるよう努めること。		(1)垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあっては、できる限り生垣を主体としたものとする。 (2)擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。	
	緑化	(1)垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化するよう努めること。 (2)擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図るよう努めること。		(1)垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること。 (2)擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること。	

行 為	事項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・柱類(屋外広告物を除く。)	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。		原則設置しない。	
	敷地の緑化	(1)行為地の周辺は植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。		原則設置しない。	
	遮へい又は敷地の緑化	(1)行為地の周辺は植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
・自動販売機	位置・色彩・光源	－（規制しない）	－（規制しない）	(1)当該地域への設置は極力避けること。やむを得ず設置する場合は、野立ての自動販売機の設置は避けること。 (2)色彩は、周辺の建築物等と調和させること。 (3)光源は最低限のものに抑えること。	
・自家用以外の太陽光発電施設	位置・規模	(1)天然記念物、寺社仏閣等の良好な景観資源及び周辺の景観に影響を与える位置、山腹や斜面などの傾斜地への設置は避けること。 (2)展望地や主要な道路からの眺望や周辺景観への影響等を極力低減するため、地形や周辺景観に配慮した位置・規模にするとともに、敷地境界からできるだけ後退させること。		原則設置しない。	
	形態	(1)太陽光電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用すること。 (2)設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。			
	色彩	(1)太陽電池モジュール及びフレームの色彩は黒色又は濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 (2)分電盤等の付属設備は、周囲の景観と調和する色彩とすること。			
	その他	(1)周辺景観に影響する場合は、植栽等により修景を施すこと。 (2)施設内配線及び発電所から電力系統へつながる電源線の地中化に努めること。 (3)樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。			

行 為	事項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
3 開発行為 土地の開墾その他の土地の形質の変更	変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 (2) 行為地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらをできる限り生かした計画とすること。			
	敷地の緑化又は擁壁の外観	(1) 行為地内はできる限り緑化を図り、周辺の景観との調和を図るよう努めること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面の修景緑化に努めること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。	(1) 行為地内はできる限り緑化を図り、大湯環状列石周辺景観との調和を図ること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる種類とすること。		
4 土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 (2) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。			
	遮へい	(1) 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。	(1) 行為中において、大湯環状列石周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲を遮蔽すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。		
	事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう緑化措置を講ずること。 (2) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
	その他	行為地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらをできる限り生かした計画とすること。			
5 屋外における物件の堆積	位置及び方法	(1) 主要な視点場や道路等から見えにくい位置に堆積するか、あるいは可能な限り後退するよう努めること。 (2) 集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。			
	遮へい	(1) 周辺の道路等から堆積物が容易に見えないよう、周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 遮へい物は周囲の街並みや自然景観との調和に努めること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。	(1) 大湯環状列石周辺景観への影響を緩和するよう、敷地の周囲を遮へいすること。 (2) 遮へい物の外側を緑化するなど周囲の自然景観との調和を図ること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。		
6 木竹の伐採	伐採の方法	－（景観計画では規制しない）		伐採は必要最小限とし、周辺景観との調和を乱すことのないよう配慮すること。	

【別表】色彩に関する基準

届出対象行為の建築物や工作物の色彩については、秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」等を参考に、景観形成や保全を図ることとします。

【鹿角市で定める景観形成基準のうち、建築物・工作物の「色彩」】

- (1) けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。
- (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物（工作物）に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。

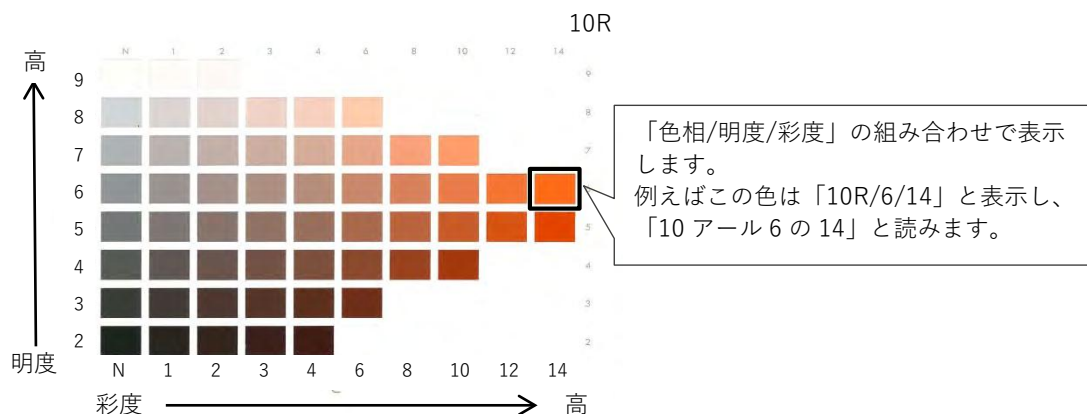
色彩の判断基準は人によって様々であることから、秋田県では色彩の基準の適用にあたって、周辺景観との調和を図るために配慮すべき事項を、以下のように設定しています。本市においても、同様に設定することとします。

項 目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度※1 は 6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度※2 は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度 6 を超える場合は屋根及び壁面の面積の 10% 以内とする。

※1 彩度：あざやかさ。鮮やかな、又はにぶいといった色味の強さを表しています。無彩色を 0 と考え、色味が強くなるにつれてその数値が大きくなります。

※2 明度：明るさ。明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。理想的な白を 10、理想的な黒を 1 と考えて、明度はその間の数値を取ります。

【参考：色見本票の見方】例：10R



7-2 景観重要建造物の指定の方針

優れた外観を有する景観上重要な建造物の外観を保護するため、下記の指定の方針に従い、景観重要建造物の指定を検討するものとします。

景観重要建造物は、建造物自体の歴史・文化的価値を問うものではなく、あくまで、鹿角市の良好な景観形成に資する要素として指定するものです。

◆景観重要建造物の指定の方針◆

①指定の要件

地域の良好な景観の形成に重要な役割を担っている建造物で、以下に示す項目のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共の場所から容易に見ることができる建造物を、景観重要建造物として指定することとします。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、現状変更及び管理に対して景観法よりも厳しい制約が課されていることから、指定対象から除外とします。

- 1 鹿角市の自然、歴史、文化、生活等からみて、意匠形態が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物
- 2 景観上優れた意匠形態を有し、鹿角市の景観のなかでシンボルとなっている建造物
- 3 市民に親しまれ、伝承や伝聞の対象となっている建造物

②指定手続き

指定にあたっては、所有者や管理者の意見を十分に聴取・協議し、同意を得たうえで、保全、管理、活用等に関する事項について定めるものとします。

③指定の効果

「景観重要建造物」として指定された場合には、所有者等に管理義務が生じ責務が発生するほか、現状変更については市長の許可が必要となります。

【景観重要建造物】

景観法では、優れた外観を有する建築物等の保全は、良好な景観を形成していく上で重要であることから、このような建築物等の外観を保護するための措置として「景観重要建造物」指定制度を設けています。

7-3 景観重要樹木の指定の方針

景観形成上、特に景観に優れ、保全すべき樹木については、下記の指定の方針に従い、景観重要樹木の指定を検討するものとします。

景観重要樹木は、当該樹木の歴史的・文化的価値を問うものではなく、あくまで鹿角市の良好な景観形成に資する、地域の景観のシンボルとして親しまれている樹木や並木、樹林、生垣などが対象となります。

◆景観重要樹木の指定の方針◆

①指定の要件

地域の良好な景観の形成に重要な役割を担っている樹木等で、以下に示す項目のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共の場所から容易に見ることができるものを、景観重要樹木として指定することとします。

なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は、現状変更及び管理に対して景観法よりも厳しい制約が課されていることから、指定対象から除外します。

- 1 鹿角市の自然、歴史、文化、生活等からみて、樹形や樹高等が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成を推進する上で重要となるもの
- 2 樹形や樹高等が特徴的で、鹿角市の景観のなかでシンボルとなっているもの
- 3 市民に親しまれ、伝承や伝聞の対象となっているもの

②指定手続き

指定にあたっては、所有者や管理者の意見を十分に聴取・協議し、同意を得たうえで、保全、管理、活用等に関する事項について定めるものとします。

③指定の効果

「景観重要樹木」として指定された場合には、所有者等に管理義務が生じ責務が発生するほか、現状変更については市長の許可が必要となります。

【景観重要樹木】

景観法では、優れた外観を有する樹木等の保全は、良好な景観を形成していく上で重要であり、このような樹木等が伐採されたり、外観が変更されたりすることにより、その地域全体の良好な景観が大きく損なわれることのないように、樹木等を保全するための措置として「景観重要樹木」指定制度を設けています。

7-4 その他景観形成に係る取り組み

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の良好な景観の形成を推進する上では、建築物や工作物等だけでなく、道路や河川等の公共施設も重要な要素となっています。また、国、県、市等の施設管理者の施設整備の考え方の統一は、良好な景観形成には欠かせないものです。

このため、特に景観形成上重要と考えられる公共施設について、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができる景観重要公共施設の指定について、必要に応じ検討するものとします。

(2) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

奇抜な色彩を用いるなど周辺の景観に調和しない屋外広告物は、景観の阻害要因となる場合もあります。

良好な景観形成を図るため、従来の広告物としての機能を維持しながら、屋外広告物についても適正な規制や誘導を行っていく必要があります。

現在、屋外広告物に関する規制としては、「秋田県屋外広告物条例」に基づく規制が行われているほか、国立公園内では自然公園法、天然記念物などの文化財においては文化財保護法による規制があります。

鹿角市では、引き続き、上記に示した県条例や法律に基づき、規制・誘導を図っていきます。

第8章 景観形成推進方策

8-1 計画実現に向けた役割

(1) 市民の役割

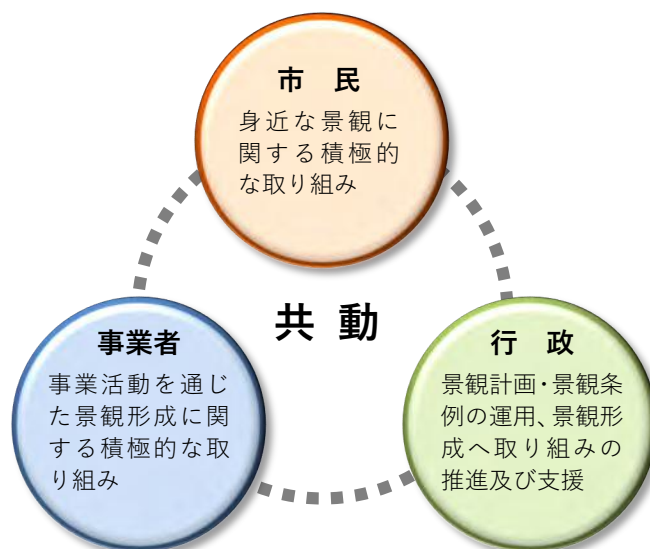
- 本市の景観まちづくりを推進していく原動力は市民であり、一人ひとりが景観まちづくりの主体となって、積極的に学び、参加していくことで、景観まちづくりが広がります。
- そのため、市民は、良好な景観形成に関する理解を深め、市内の美化活動等の身近な景観への取り組みに積極的に参加し、市が推進する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(2) 事業者の役割

- 景観まちづくりを推進していく一員として、良好な景観形成に関する理解を深め、景観まちづくりのルール（景観形成基準等）に基づき積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が推進する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 行政の役割

- 景観計画、景観条例の運用を行い、各主体との連携・共動のもと、きめ細かな景観まちづくりを着実に実施していく責任を負っています。
- このため、市民や事業者による景観形成活動を支援するとともに、景観に関する知識の普及や意識の啓発に努め、国・県及び関係機関等との連携・調整を図りながら、計画的な景観まちづくりを進めていきます。



8-2 良好な景観形成の推進に向けて

(1) 景観まちづくりに関する情報提供

- 景観の大切さや景観形成の取り組みの必要性について市民の理解を得られるよう、景観計画の周知や情報発信を行います。
- 市民・事業者・行政で情報を共有する機会を設け、共動による景観まちづくりを推進します。
- 本市の景観の素晴らしさを多くの方に知ってもらえるよう、市内外に向けた景観に関する情報の発信に努めます。

(2) 景観まちづくりに関する意識醸成

- 市民・事業者との共動による景観まちづくりを進めていくため、景観計画などの普及啓発活動に努め、景観形成に関する市民・事業者の知識・意欲向上を図ります。
- 次世代を担う子ども達が、景観について興味を持ち知識を深めることができるよう、学習機会の創出を積極的に検討します。

(3) 市民の景観形成活動の支援

- 市民・事業者が地域に愛着を持って、自発的、継続的に景観づくりに取り組めるような支援体制を検討します。
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定を受けた所有者に対する支援制度を検討します。
- 既存制度などを踏まえ、地域の特性や取り組みの熟度に応じて段階的、継続的に支援できる仕組みを検討します。



鹿角市植樹祭



花壇づくり

(4) (仮称) 鹿角市景観審議会の設置

- 良好な景観形成に関するあらゆる課題に対する審議や景観計画の変更、運用に関する審議、勧告等の審議、景観法に基づく指定等の審議を行う組織として、「(仮称) 鹿角市景観審議会」の設置を検討します。

(5) 計画の見直し

- 地域の景観に関する意識の醸成や、土地利用状況の推移、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて景観計画の見直しを行います。
- 景観計画の見直しにあたっては、市民や事業者等の意向を反映させるために必要な措置を講じるとともに、(仮称) 鹿角市景観審議会等の機関において検討を行い、改定するものとします。

参考：景観法に基づく住民参加の仕組み（例）

○住民提案制度の活用（景観法 第11条）

良好な景観の形成には、市民、まちづくりNPO、住民団体等の持続的な景観形成の取り組みが不可欠です。このことから、景観法には、住民やNPO法人等が、一定の条件を満たした場合に景観計画の素案を提案できる制度が設けられています。

○景観協定の活用（景観法 第4章）

建築物の形態意匠に関する基準など幅広い行為のコントロールを行うため、地域住民の合意により、実情に応じたきめ細やかな基準を定める制度です。

市の認可を受けることで一定の効力が生まれ、良好な景観形成の実効性が担保されます。

資料編

資料 1 景観計画策定の経緯

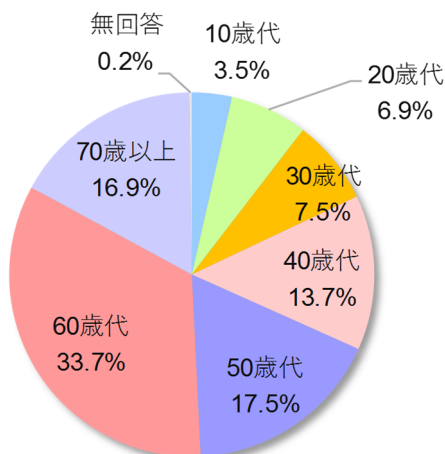
年月日	会議名等	概 要
令和2年4月27日	第1回景観計画策定検討委員会 (庁内検討)	・景観計画の策定について
7月14日 ～7月31日	景観計画策定に関するアンケート調査の実施	・16歳以上の市民1,000人 ・回収率45.1%
7月27日	第1回鹿角市景観計画策定市民懇談会	・景観計画の策定について
9月4日 ～15日	「北海道・北東北の縄文遺跡群」に対する国際記念物遺跡会議（イコモス）の現地調査	※大湯環状列石は6日に調査
10月19日	第2回景観計画策定検討委員会 (庁内検討)	・景観計画の検討について
11月17日	市議会産業建設常任委員会への報告	・景観計画検討状況の報告
11月26日	第2回鹿角市景観計画策定市民懇談会	・景観計画の検討について
12月17日	秋田県都市計画課との協議	・景観計画の検討について
令和3年1月19日	第3回景観計画策定検討委員会 (庁内検討)	・景観計画の素案について
1月22日	市議会産業建設常任委員会への報告	・景観計画検討状況の報告
1月28日	第3回鹿角市景観計画策定市民懇談会	・景観計画の素案について
2月5日 ～3月4日	パブリックコメント	
2月18日	景観計画住民説明会	
2月25日	鹿角市都市計画審議会	
3月16日	庁議	・景観計画案について
5月26日	「北海道・北東北の縄文遺跡群」についてイコモスから記載が適切との勧告	
6月1日	景観行政団体への移行	※4月20日告示
6月4日	鹿角市景観計画策定	※令和4年1月1日施行

回収結果

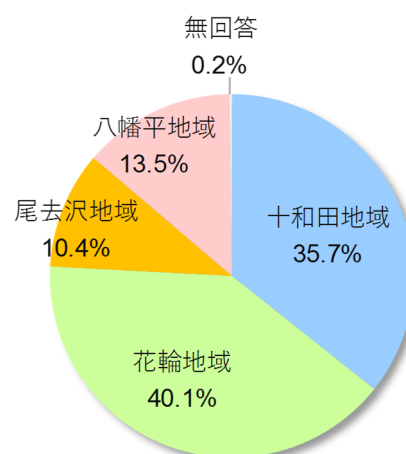
- ・ 16 歳以上の市民 1,000 人を無作為抽出、郵送配布、郵送回収
- ・ 回収数 451 通（回収率 45.1%）

回答者の属性

【年齢】



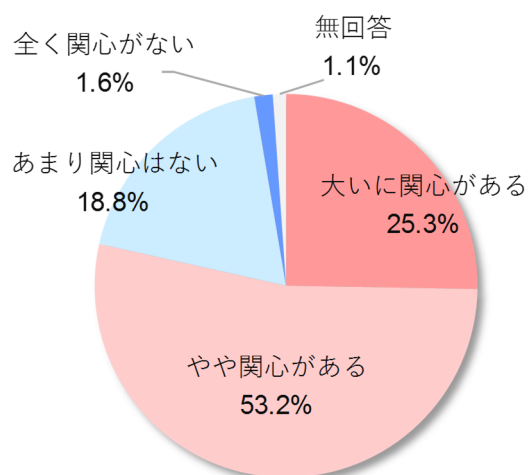
【地域】



鹿角市の景観の現状について

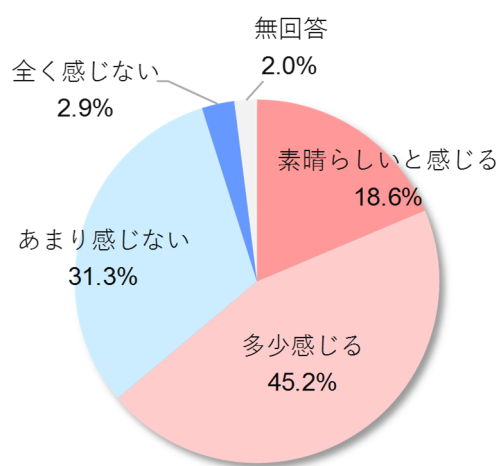
【問 1：景観への関心】

「あなたは、景観に関心がありますか。」



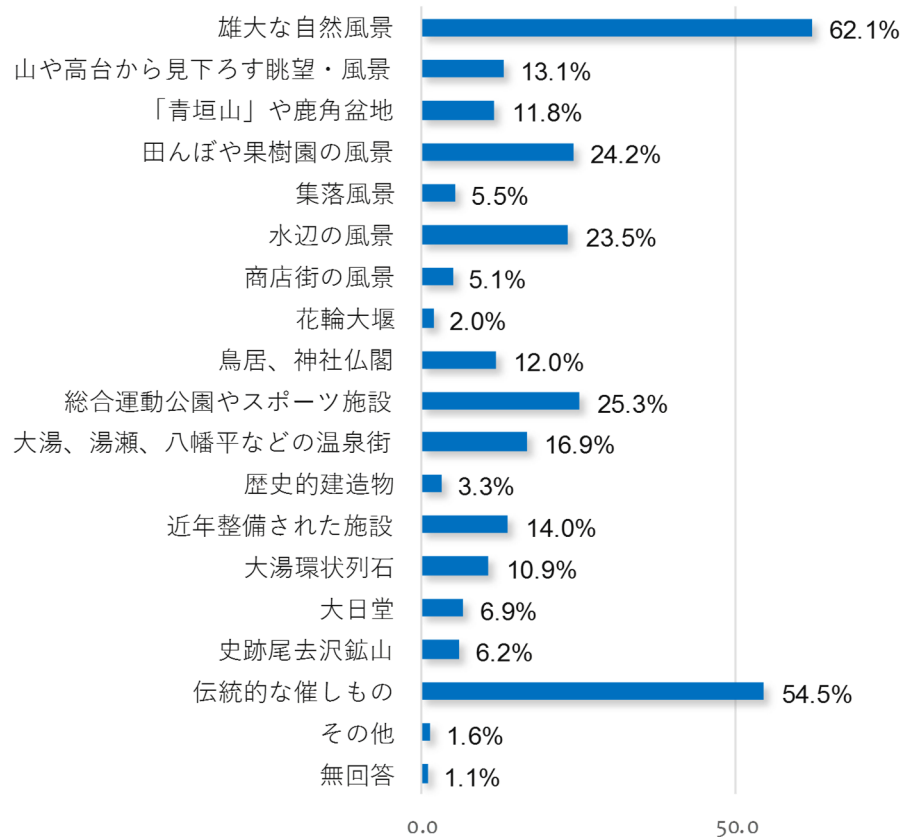
【問 2：鹿角市の景観の評価】

「鹿角市全体の景観を素晴らしいと感じますか。」



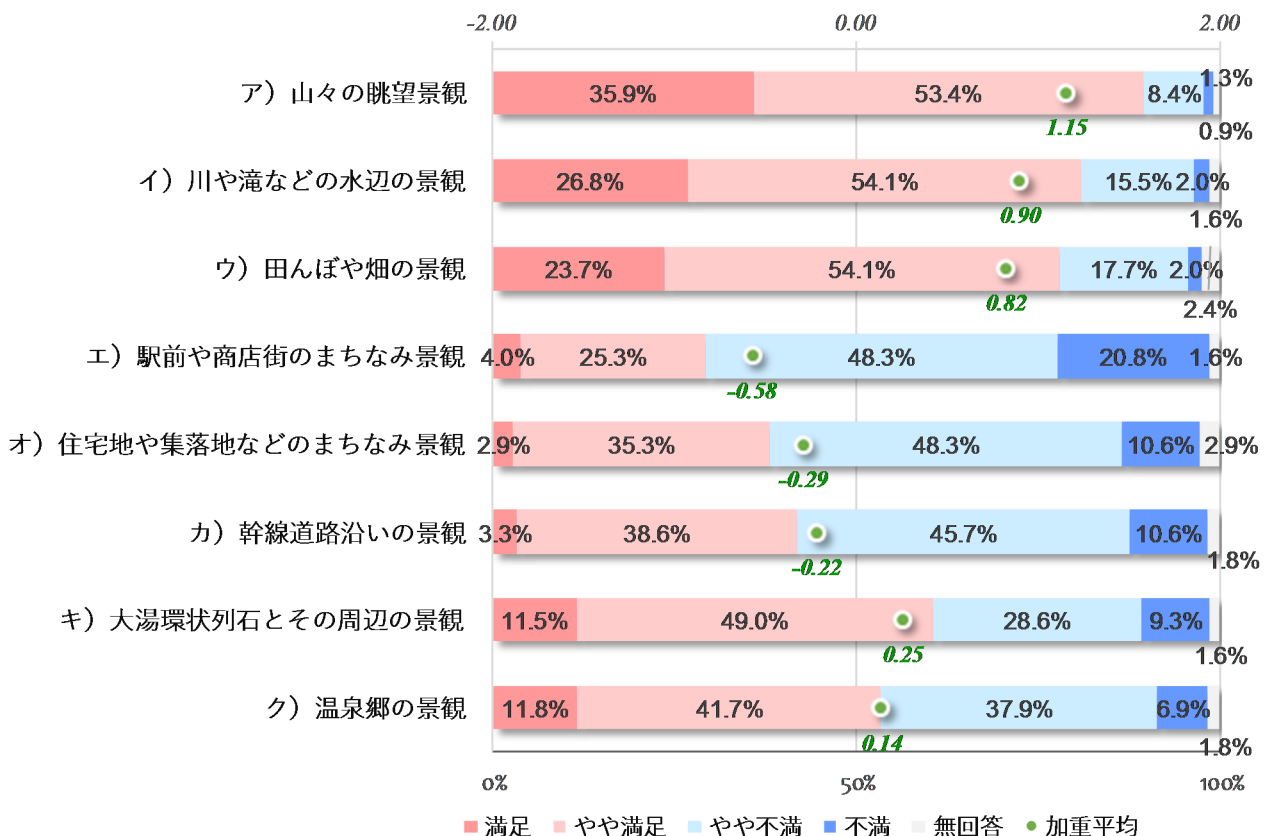
【問 3：好きな景観】

「あなたが好きな鹿角市の景観（場所や風景）を、1～18の中から3つお答えください。」



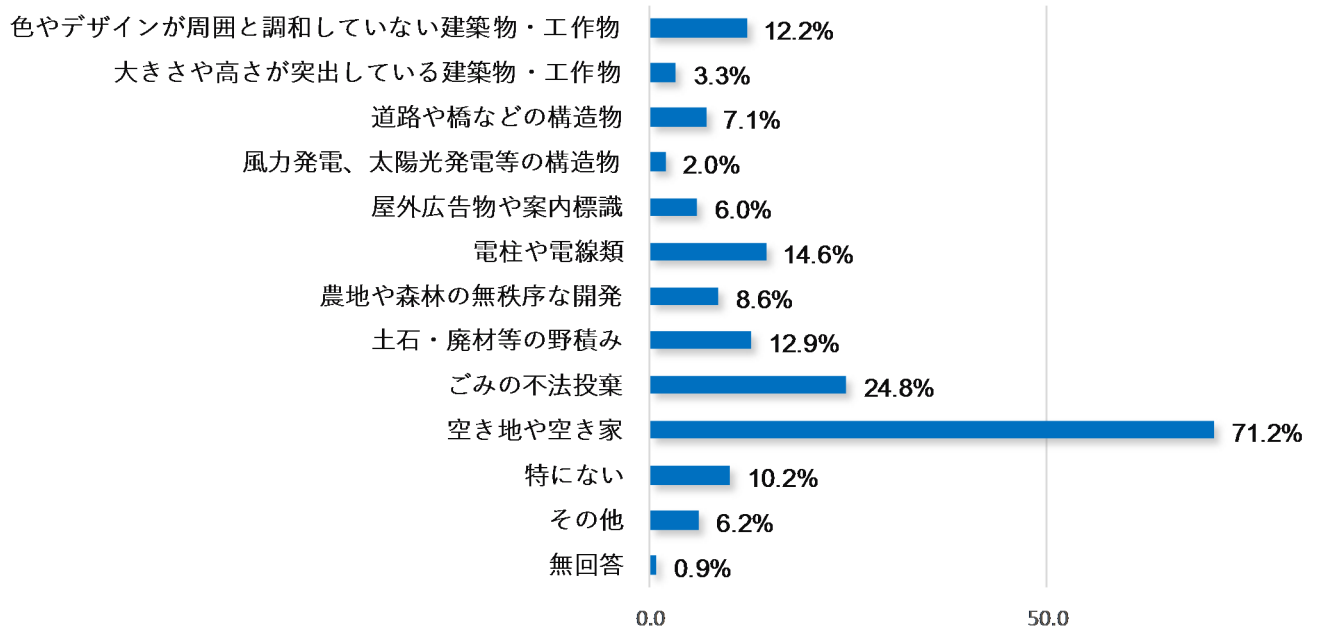
【問 4：景観の満足度】

「鹿角市の景観にどのくらい満足していますか。ア～クのそれぞれの項目について、あてはまる番号を1つずつ選んでください。」



【問 5：景観を損ねているもの】

「鹿角市の景観を損ねていると感じるものがありますか。次にあげるもののうち、特にあてはまると思うものを2つお答えください。」

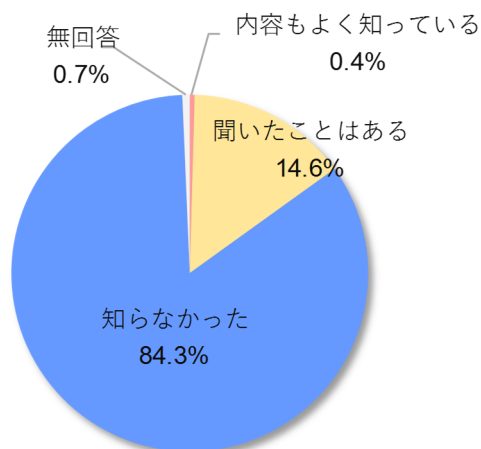


景観づくりのためのルールについて

【問 6：秋田県景観条例の認知度】

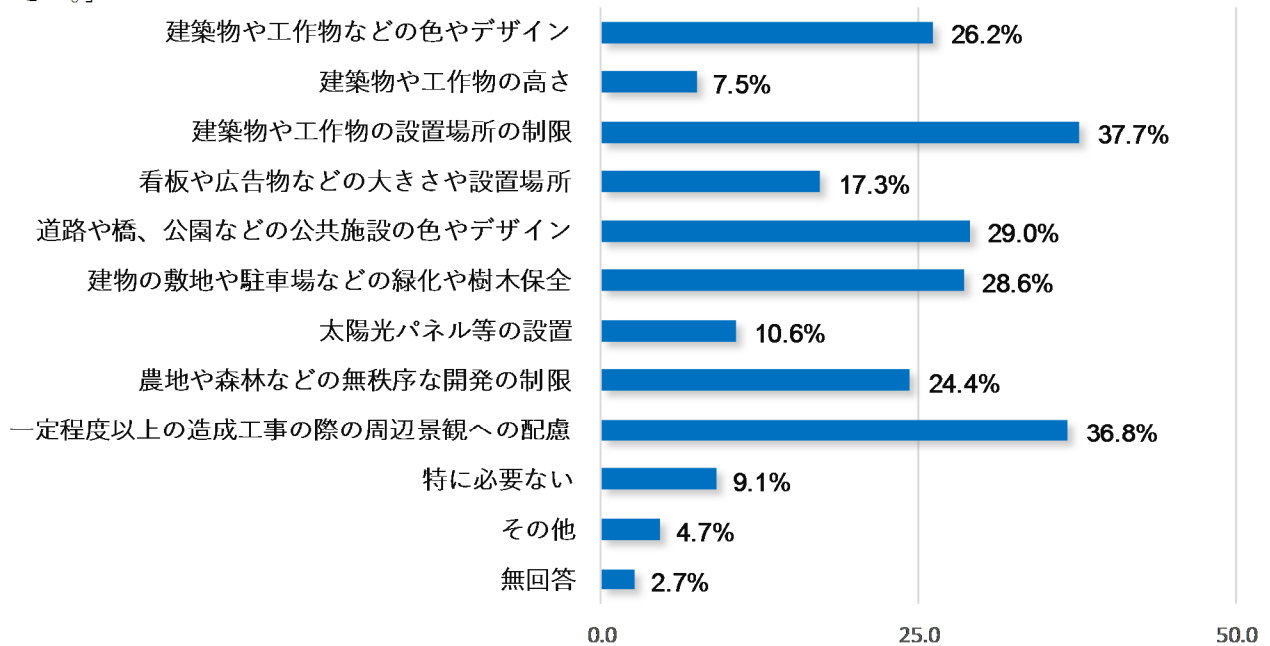
「現在、鹿角市に景観計画はありませんが、代わりに秋田県が平成5年に定めた「秋田県の景観を守る条例」や「秋田県届出行為景観保全基準」が適用されています。

あなたは、鹿角市でこの条例に基づく景観づくりのためのルールが適用されていることを知っていましたか？」



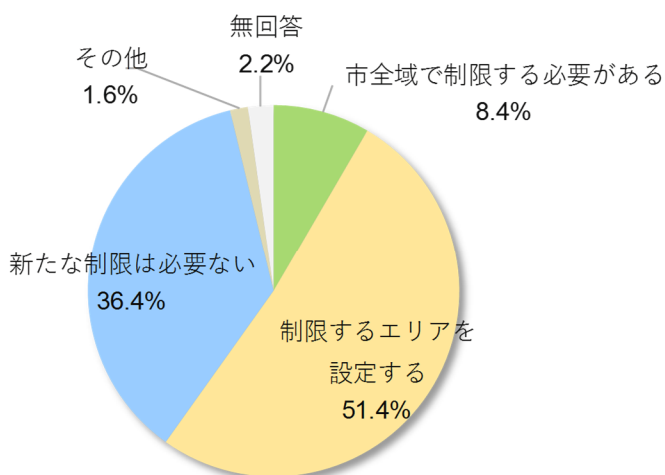
【問 7：市独自の景観ルールの設定について】

「良好な景観づくりを行っていくためには、一定のルールが必要です。今後鹿角市独自のルールをつくるとしたら、特にどのようなルールが必要だと思いますか。特に必要と思うものを3つお答えください。」



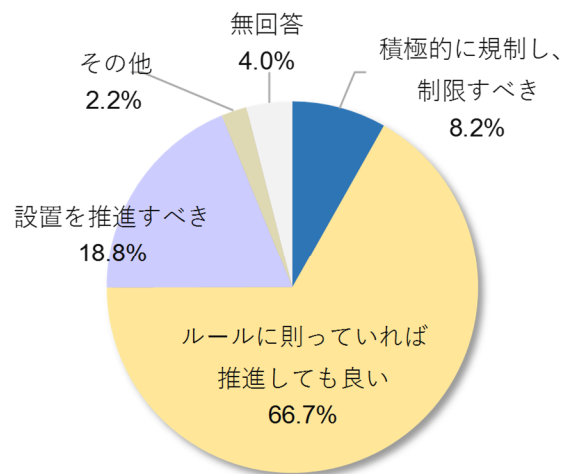
【問 8：色やデザイン等のルール】

「建築物の色やデザイン、高さのルールについてどのようにお考えですか。」



【問 9：大規模な太陽光発電施設等の設置】

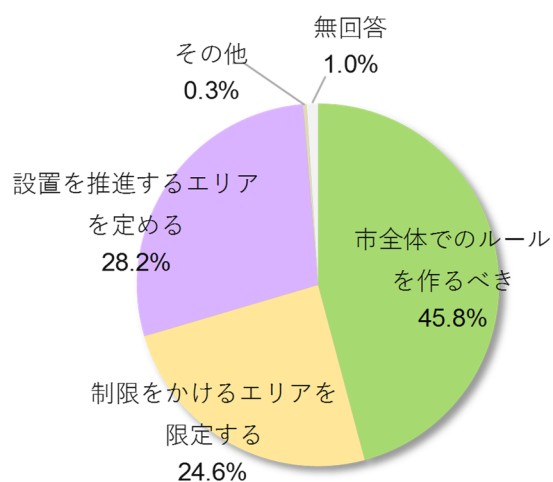
「大規模な太陽光発電施設等（家庭用は除きます。）の今後の設置について、どのようにお考えですか。」



【問 10：大規模な太陽光発電施設等の設置のルール】

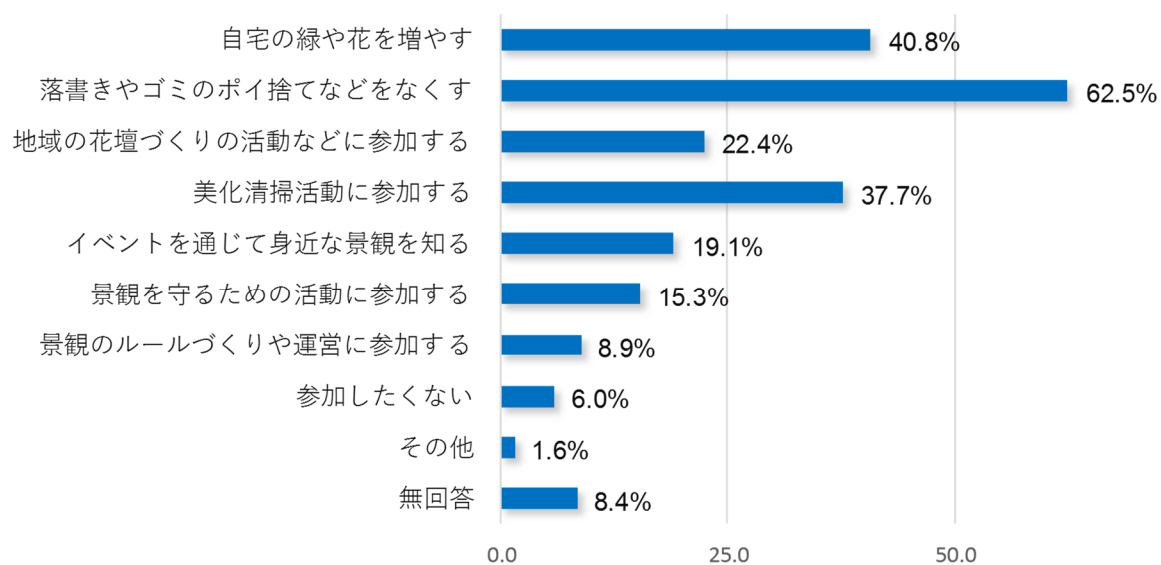
「※問 9 で『2. ルールに則っているものであれば、設置を推進してもよい』に○をつけた方にお伺いします。

大規模な太陽光発電施設等（家庭用は除く）が従うべきルールについて、どのようにお考えですか。」



市民参加について

「鹿角市の景観を守り・創り・育てるために、どのようなことなら協力または参加できると思いますか。」



自由記述

「景観づくりについての意見・提案や、あなたの好きな風景・建物・樹木などをご自由にご記入ください。」

順位	カテゴリ	個数
1 位	総合運動公園・花輪スキー場	31
2 位	桜山公園	14
3 位	八幡平の山並み	12
4 位	コモッセ	7
4 位	湯瀬溪谷	7
4 位	道の駅おおゆ	7
4 位	米代川（河川敷等周辺含む）	7
8 位	十和田湖	5
8 位	水晶山（スキー場）からの眺望	5
10 位	ハミングロード	4
10 位	大湯環状列石	4

※172 名から回答がありました。上記は 10 位までを示したものです。

資料 3 鹿角市景観計画策定市民懇談会 委員名簿

氏 名	所 属
黒 澤 正	鹿角市環境保全審議会
小田切 康人	鹿角市文化財保護審議会
柳沢 富美男	鹿角建築士会
福島 美紀子	鹿角市農業委員会
賀 川 満	かづの商工会
小板橋 広吉	十和田八幡平観光物産協会

※名簿順、順不同

資料 4 鹿角市景観計画策定検討委員会 委員名簿

職 名
建設部長
市民部市民共働課長
産業部農林課長
産業部産業活力課長
教育委員会生涯学習課長